

Y994-J10079



\*1200901241058\*



郵便貯金概觀

Y994-J10079

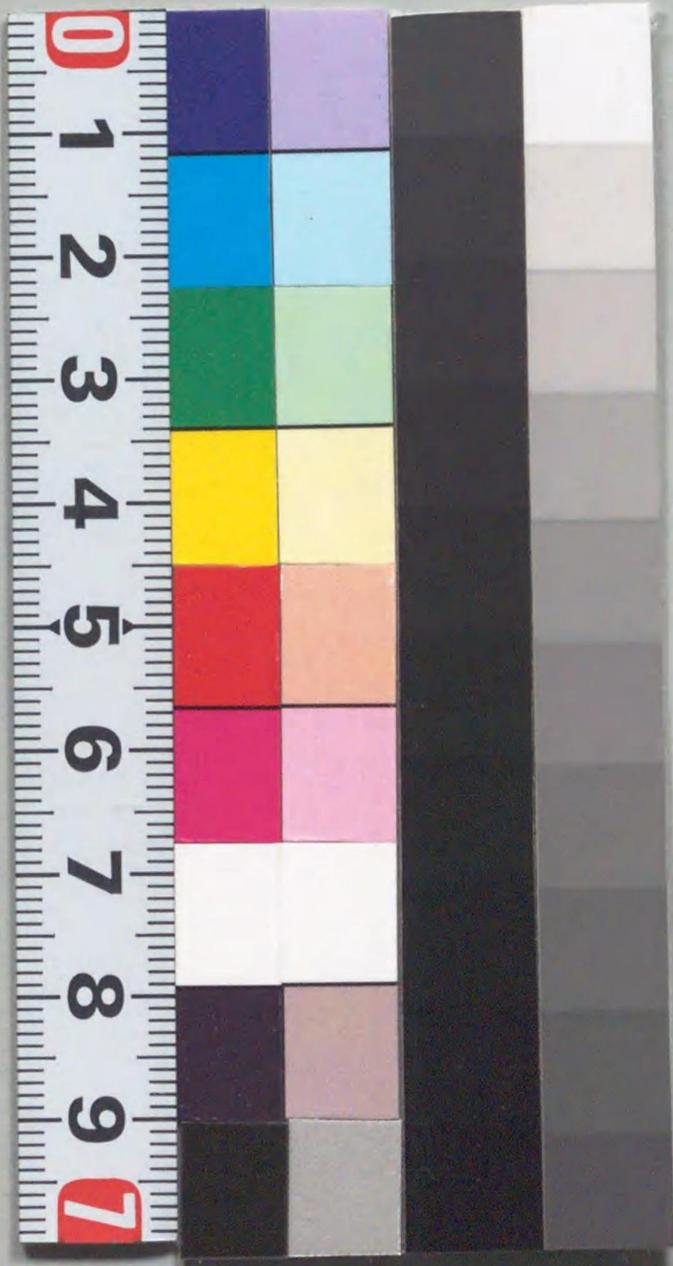
貴族院

函

号

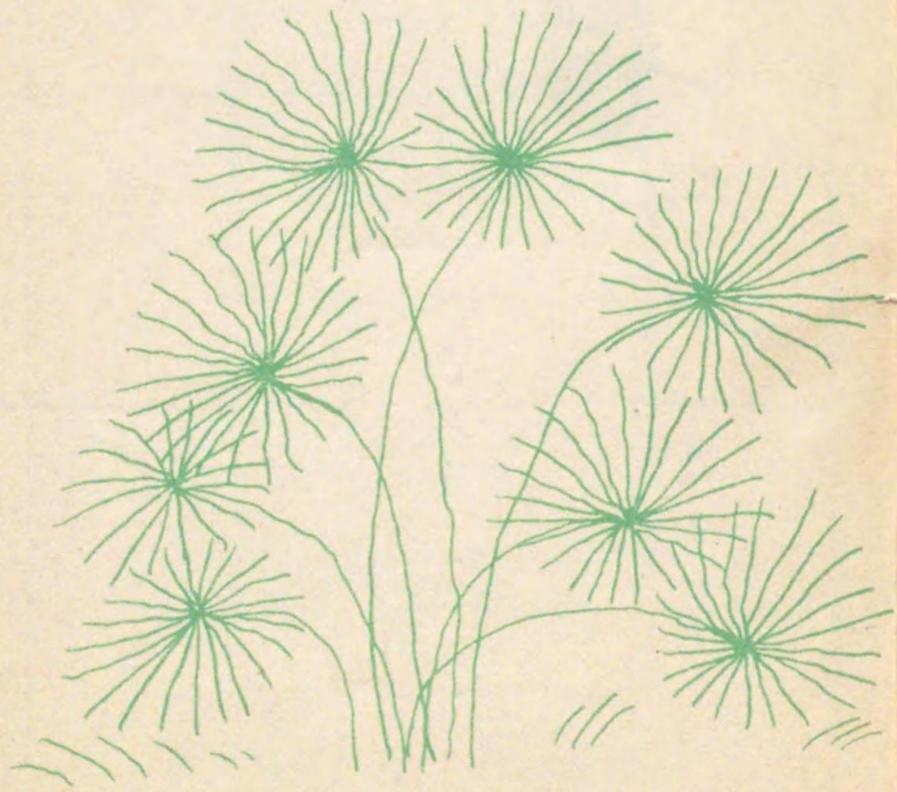
冊

貯金局



大正三十三年  
九月調

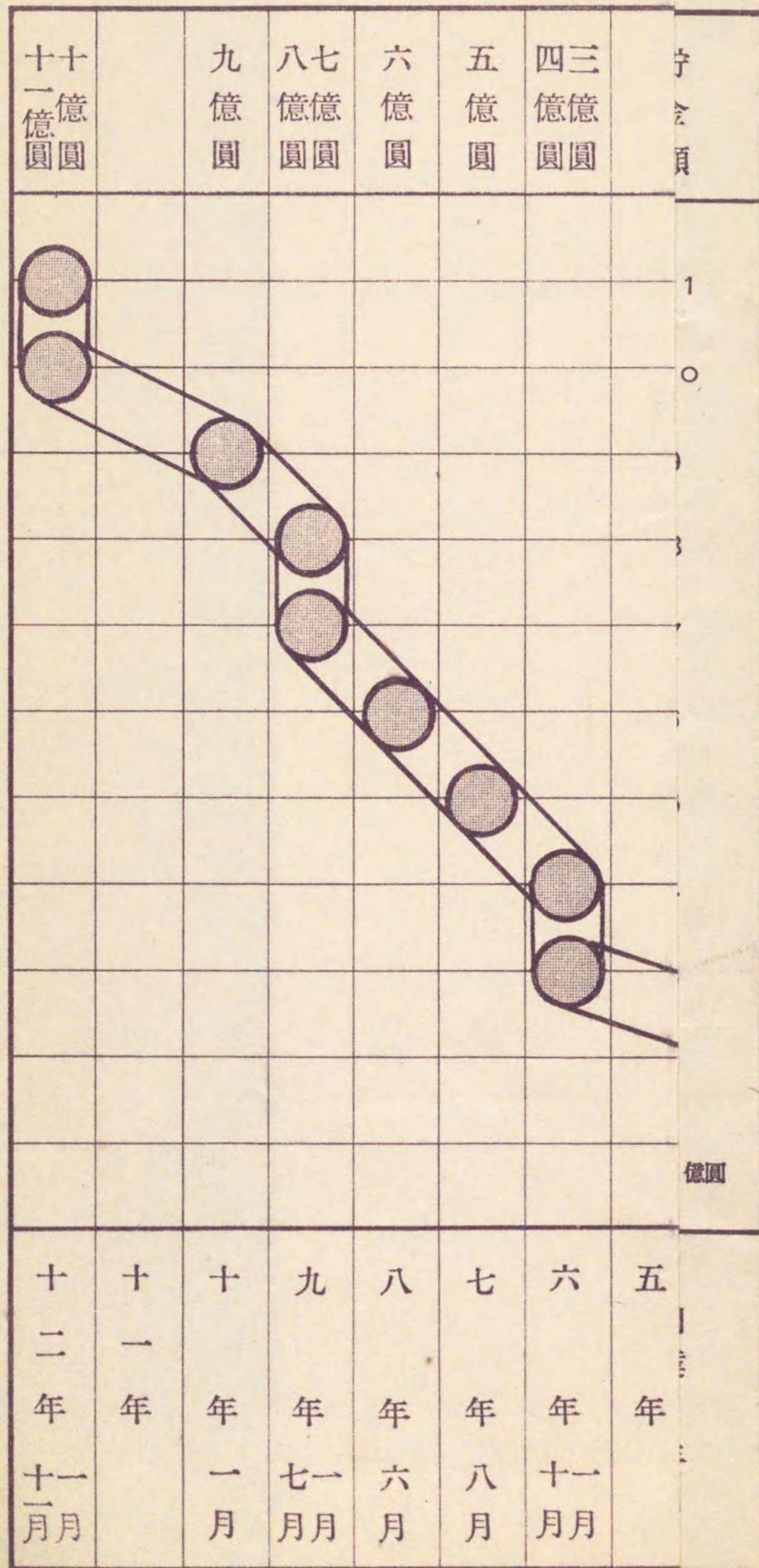
郵便貯金概観



貯金局

貴族院
函
号
冊

億圓圖



Y994

J10079



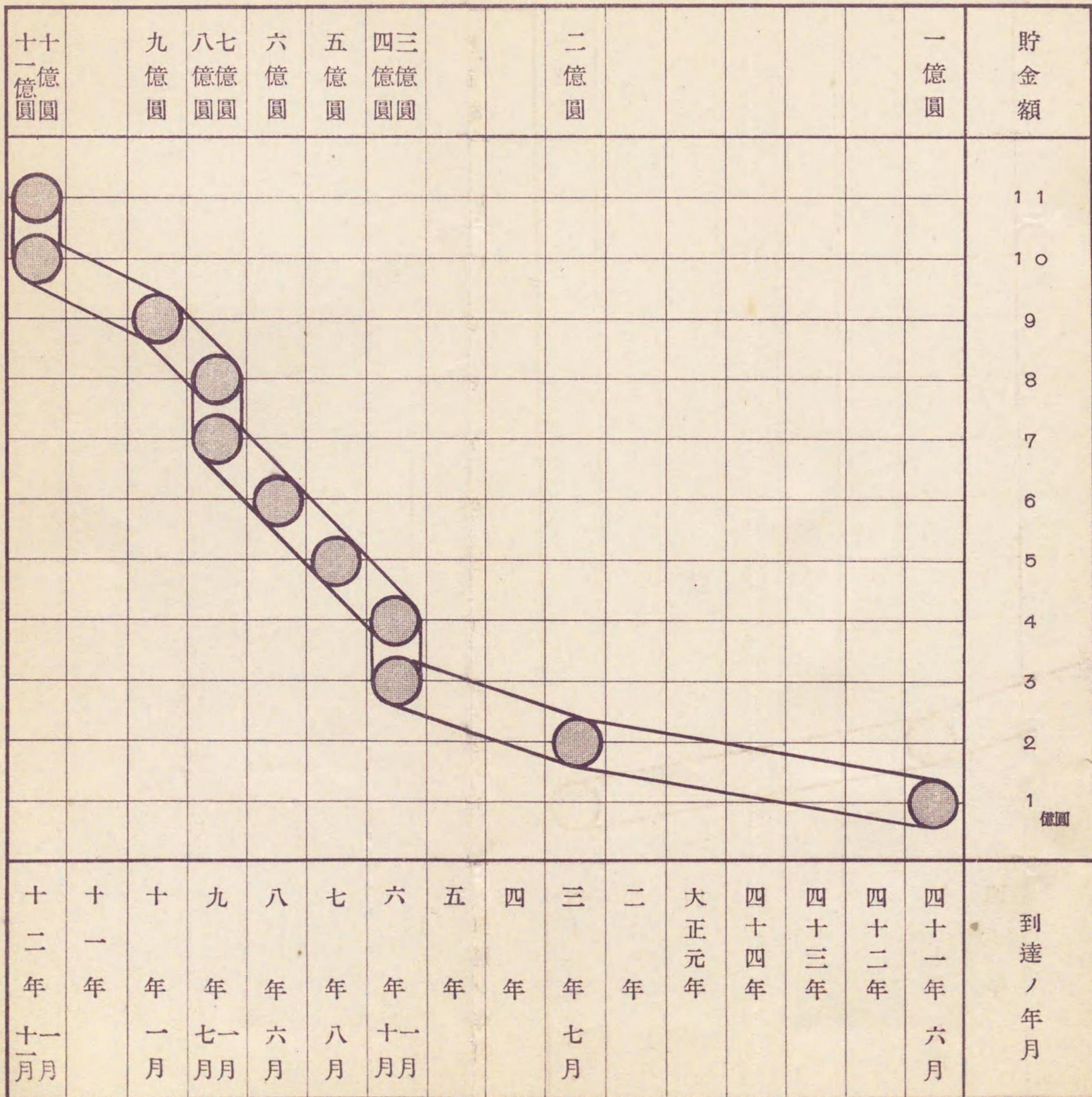
I 種

W



\*1200901241058\*

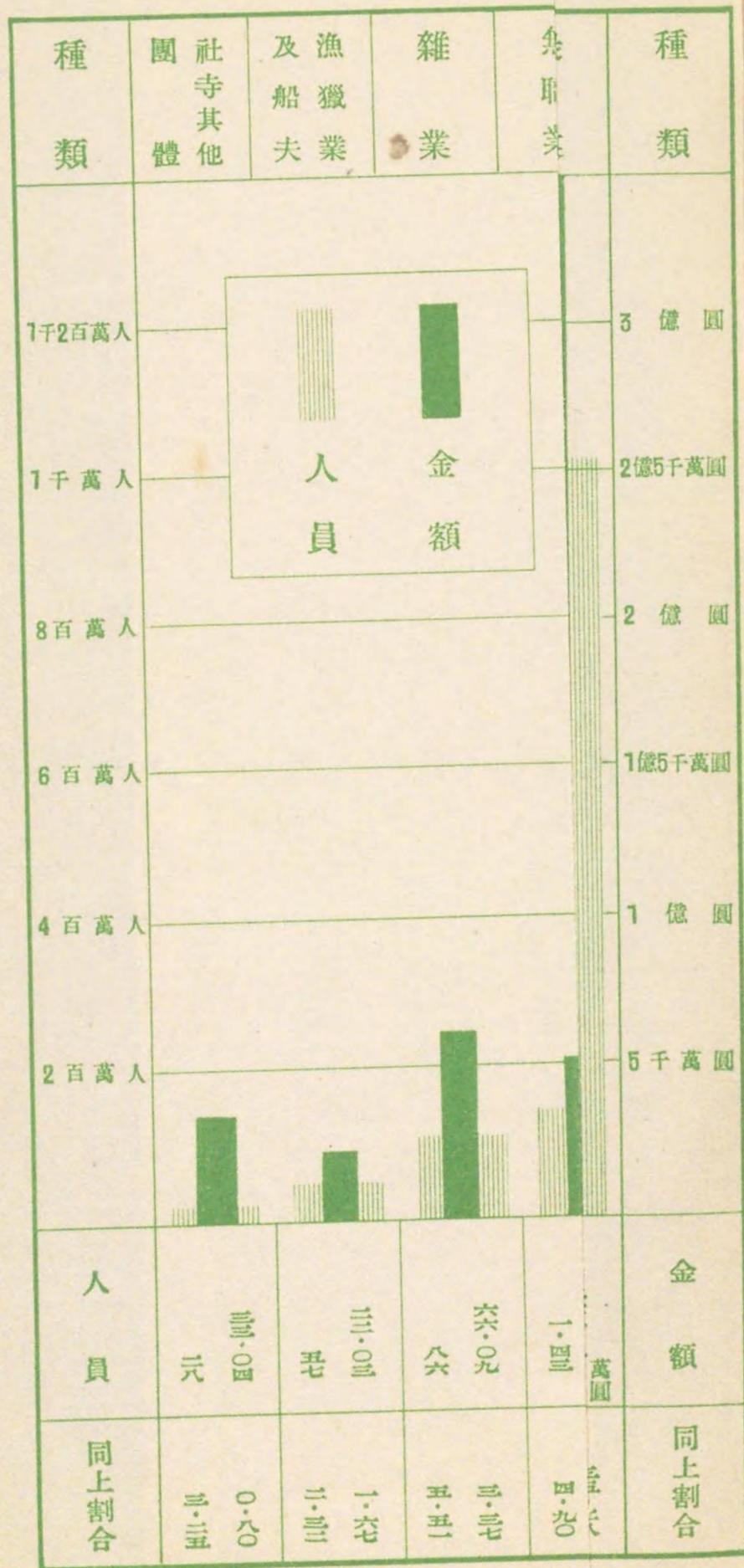
一億圓より十億圓まで



Y994  
J10079

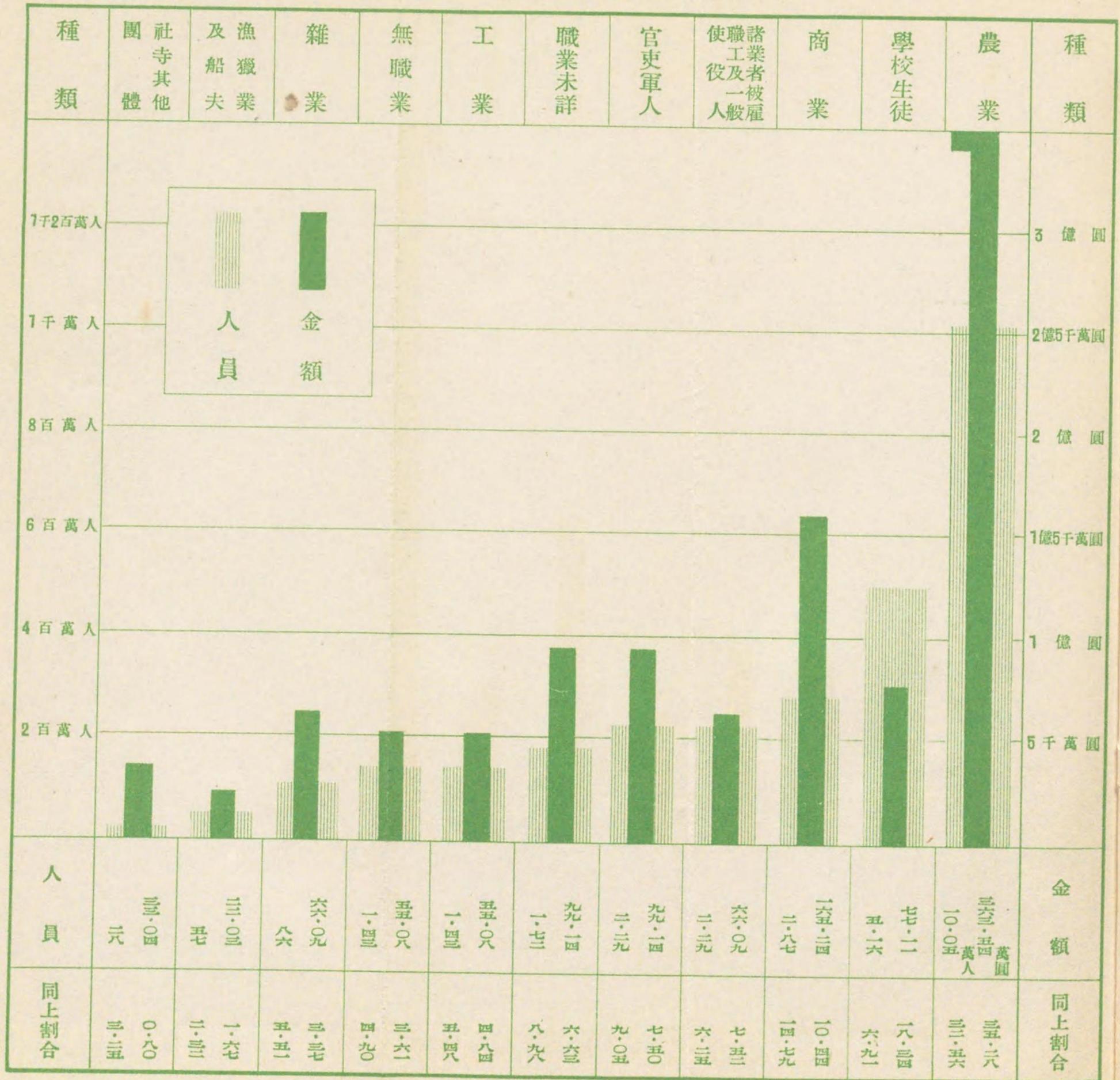
蔵書  
\*12

車

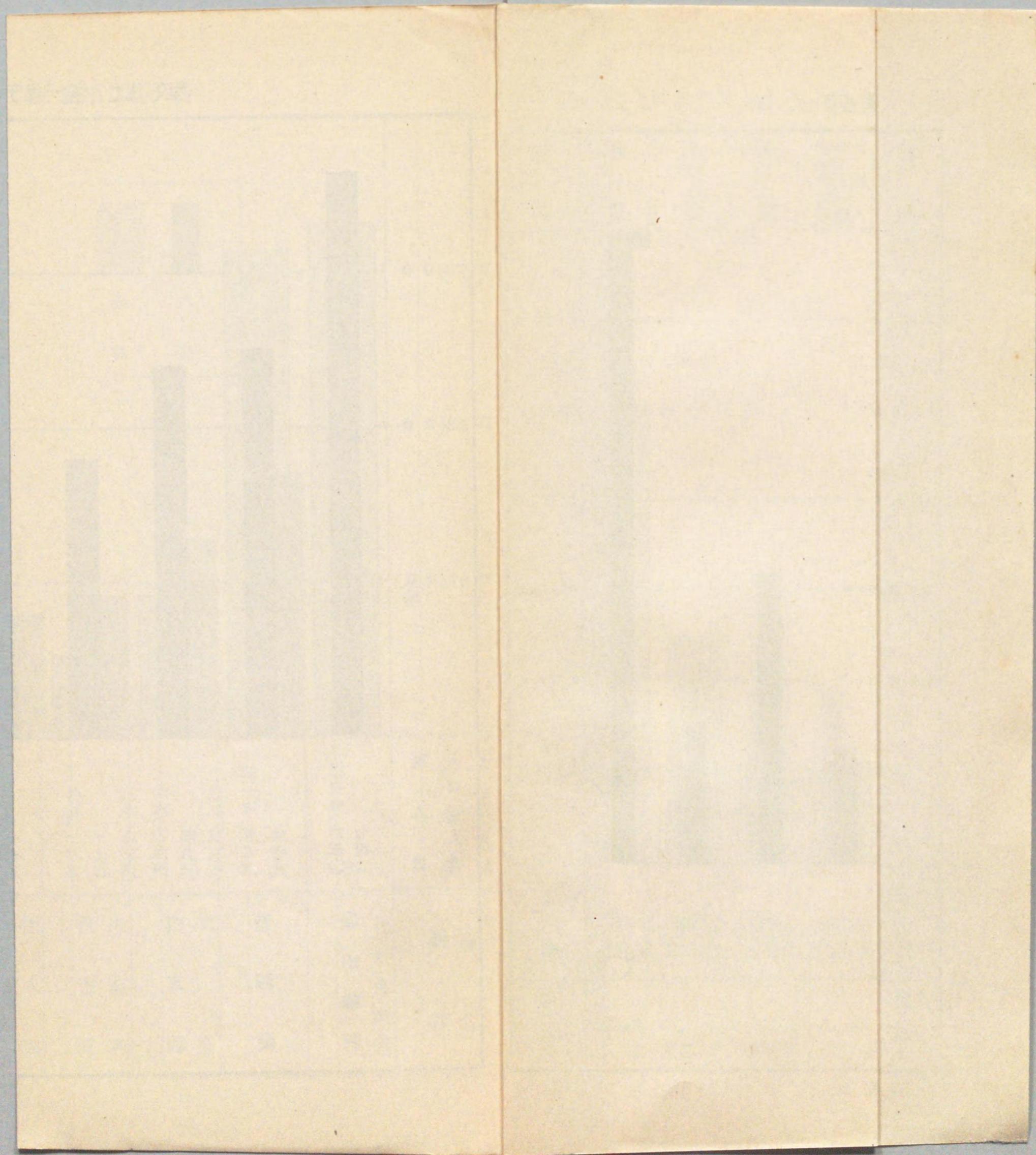


在

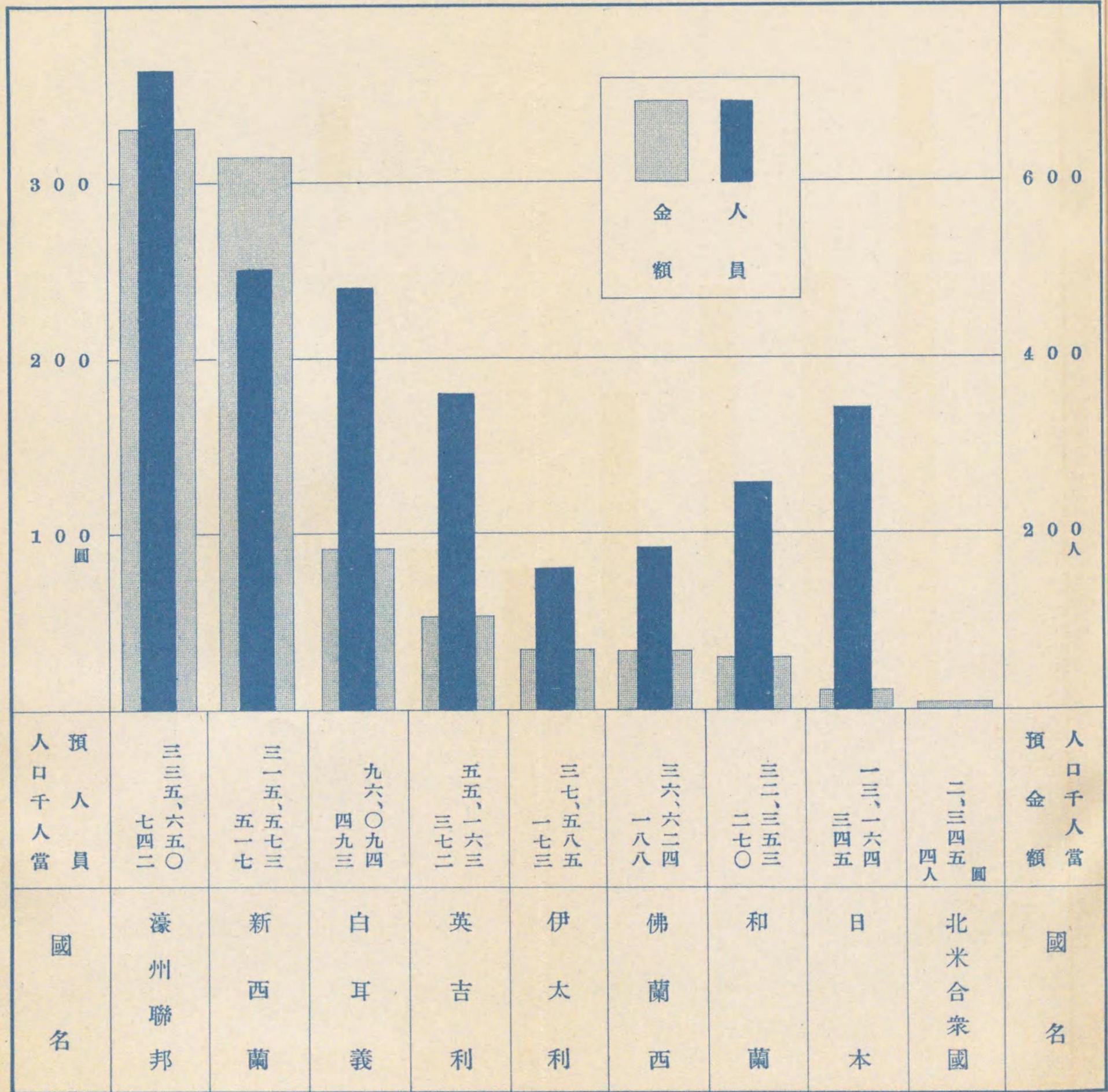
### 郵便貯金職業別比較



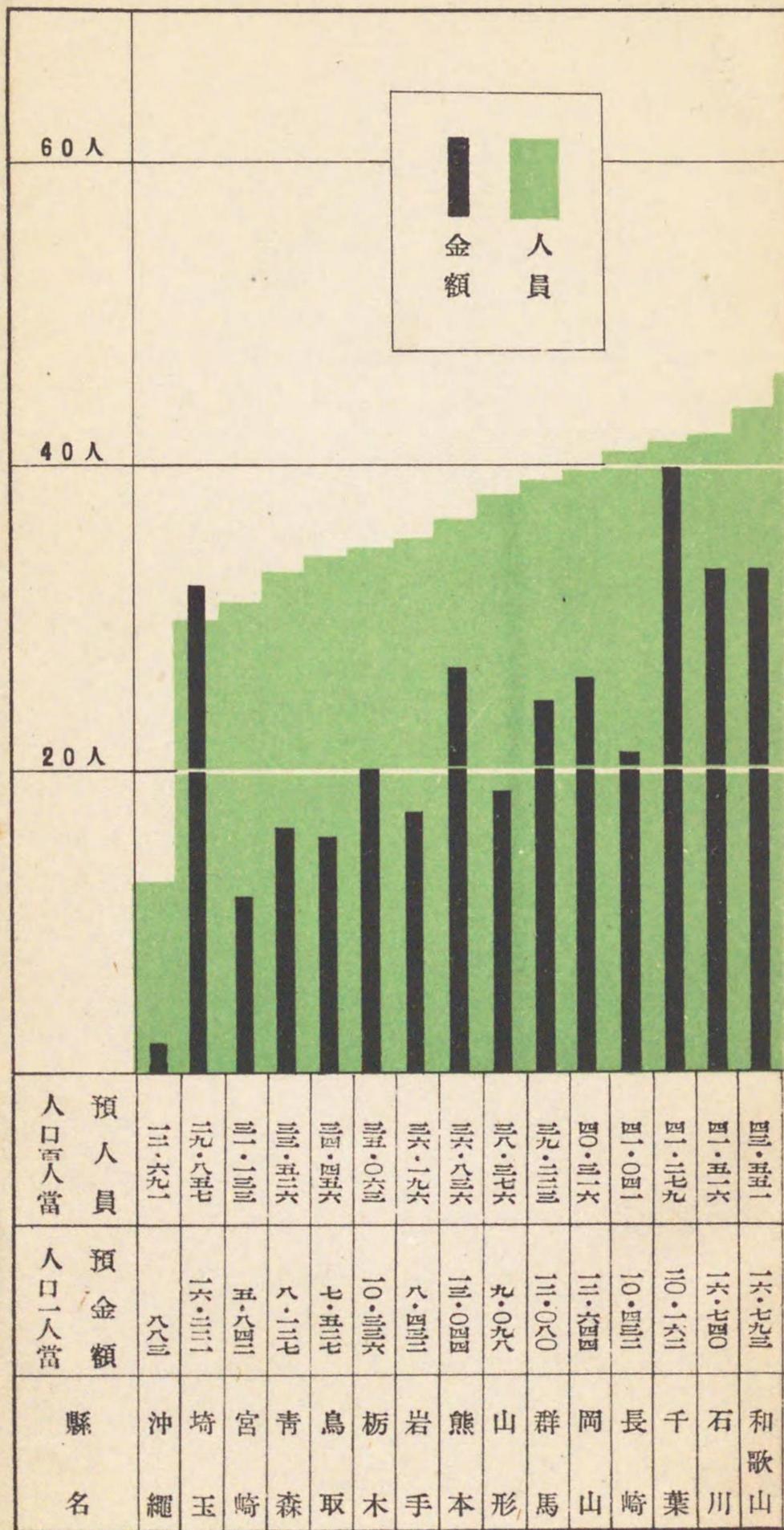
大正三十三年三月末現在



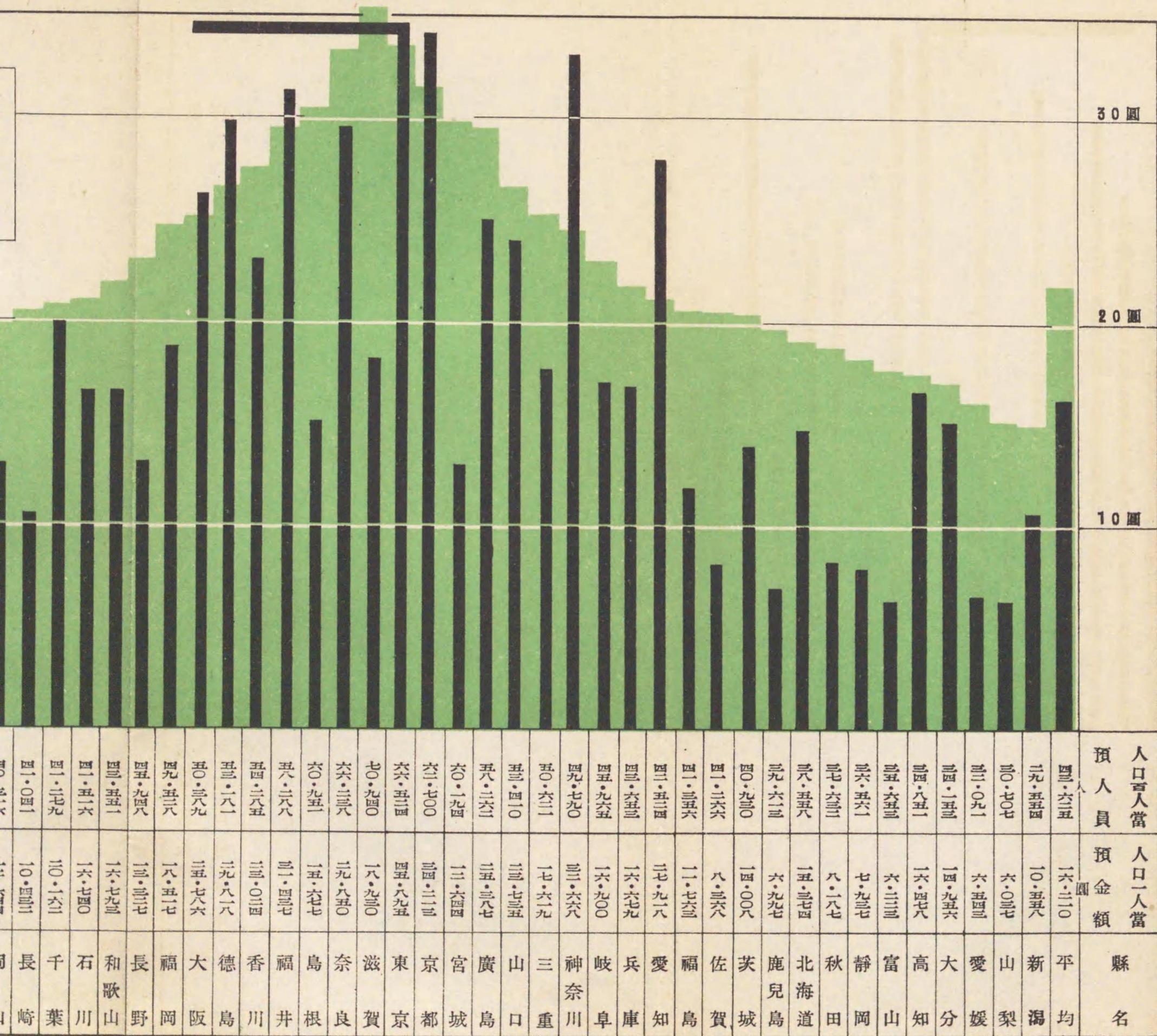
各國郵便貯金比較



况 状

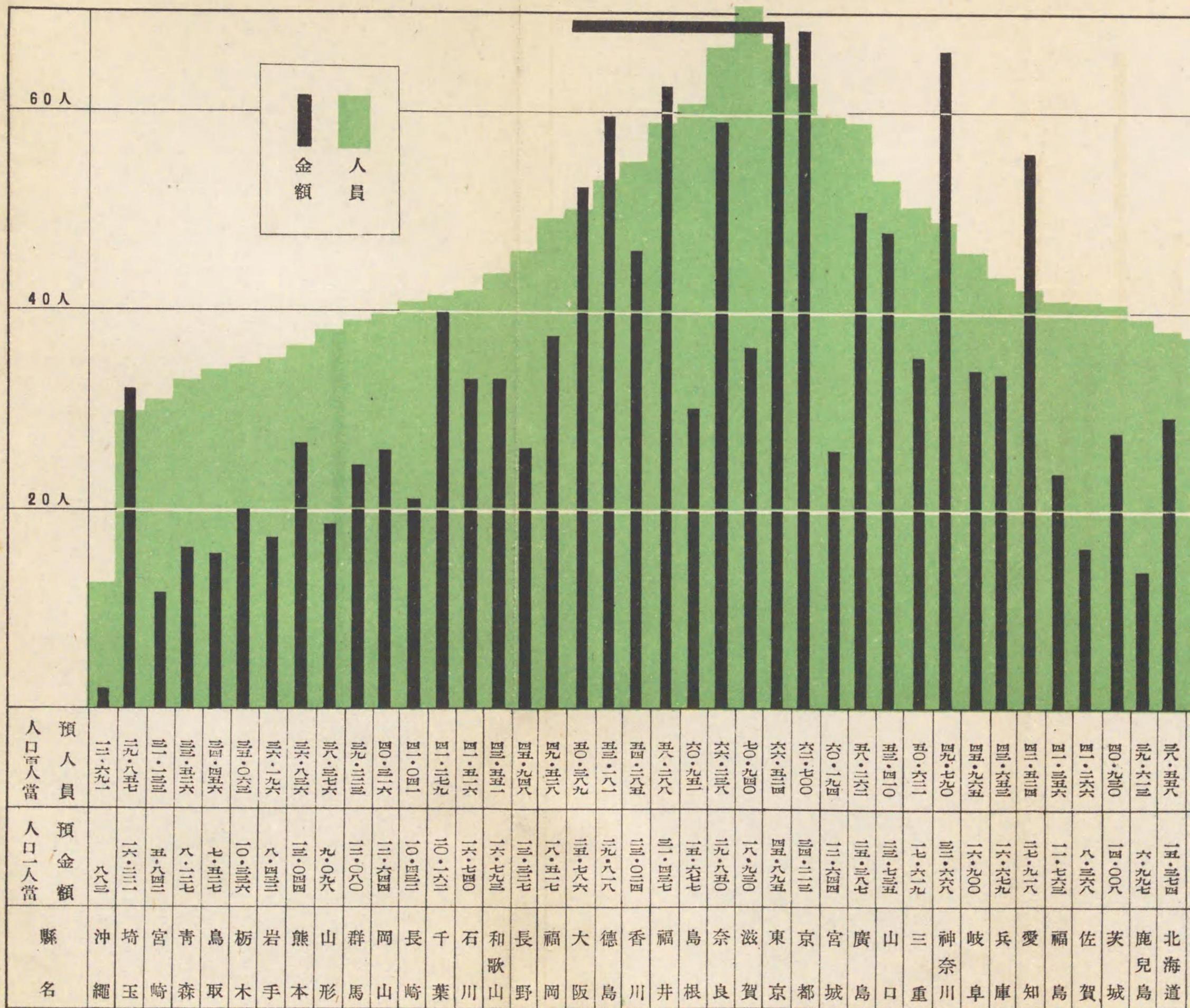


# 地方別郵便貯金狀況

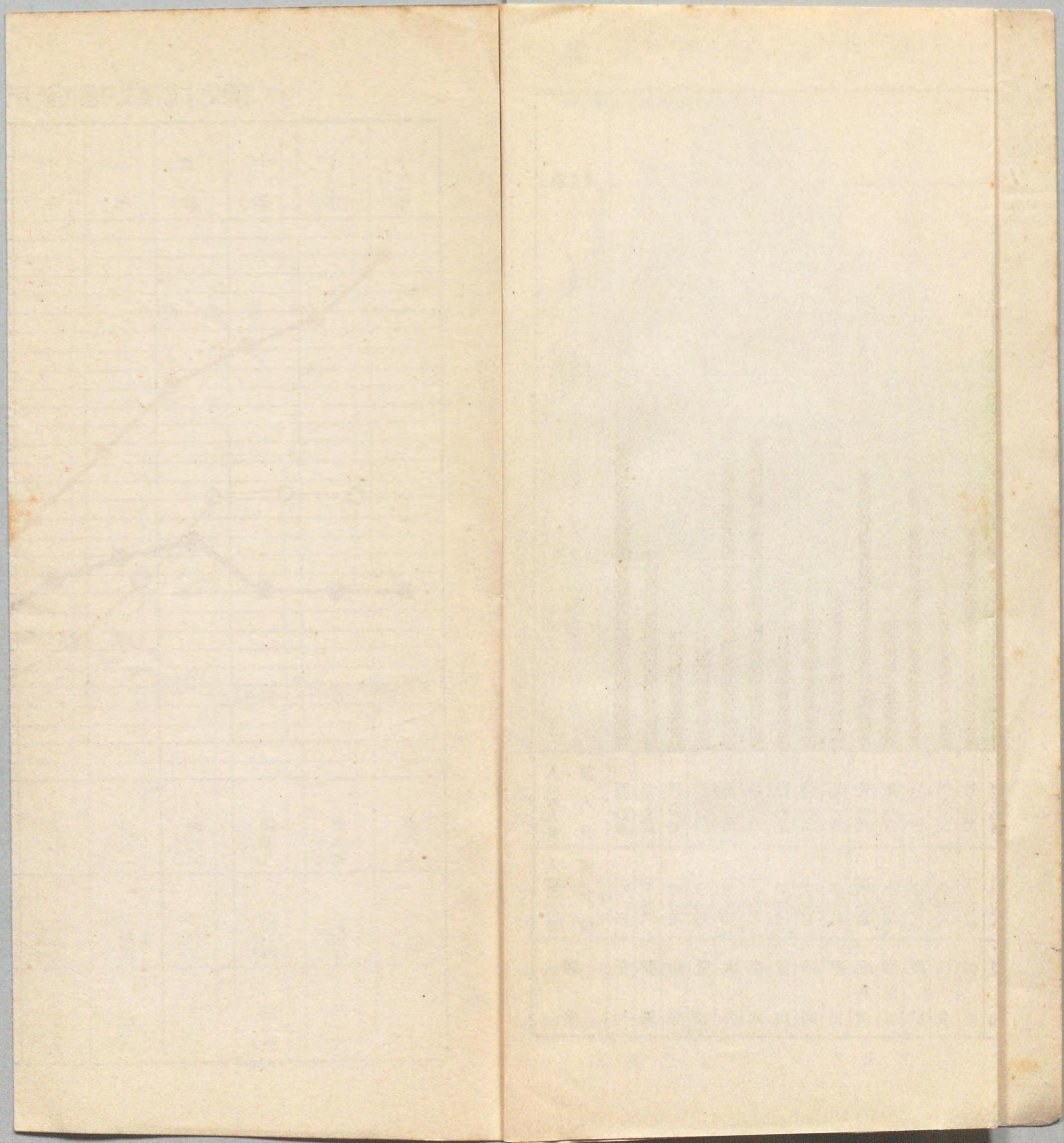


大正三十三年三月末現在

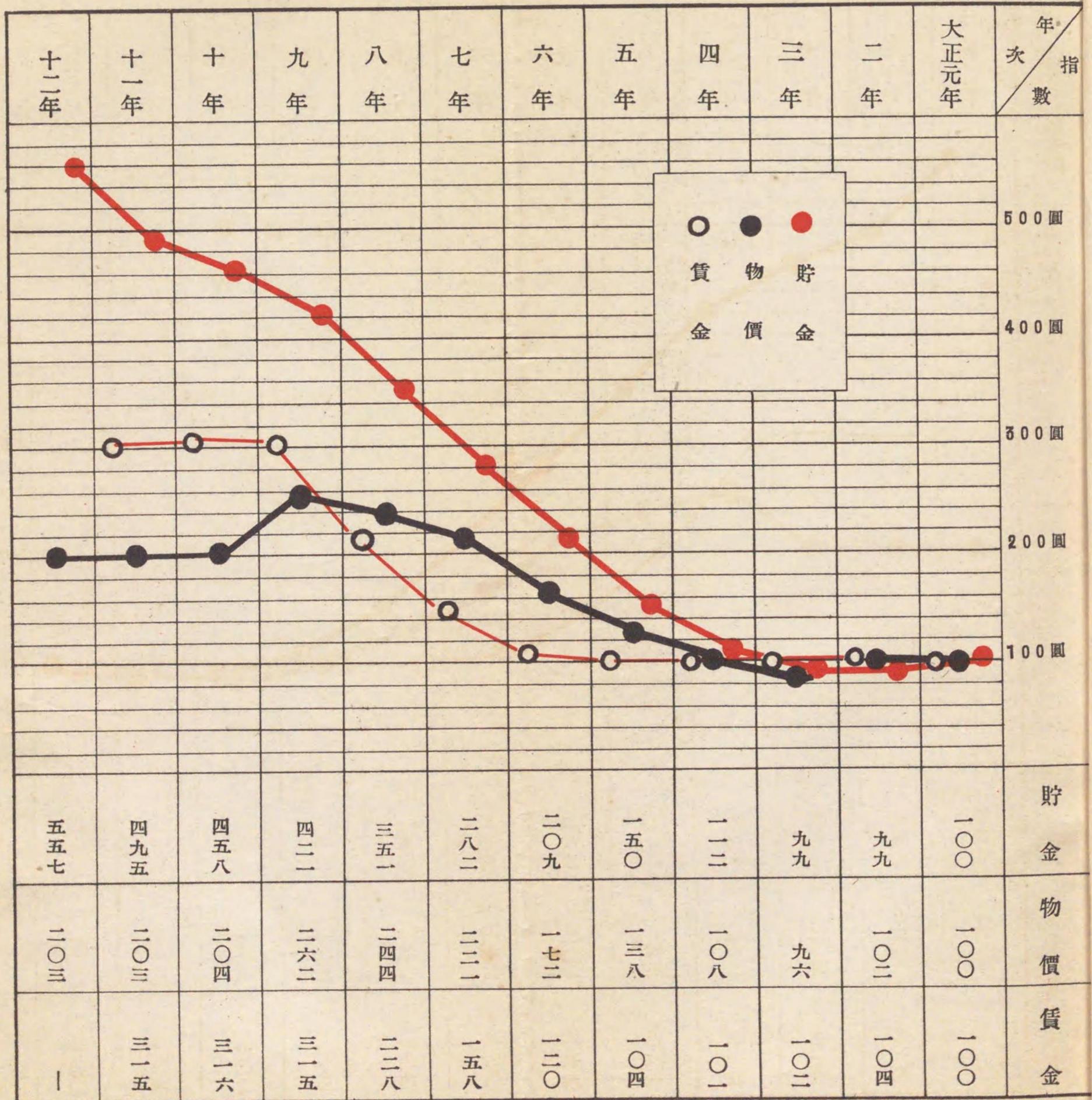
# 地方別郵便貯金狀況

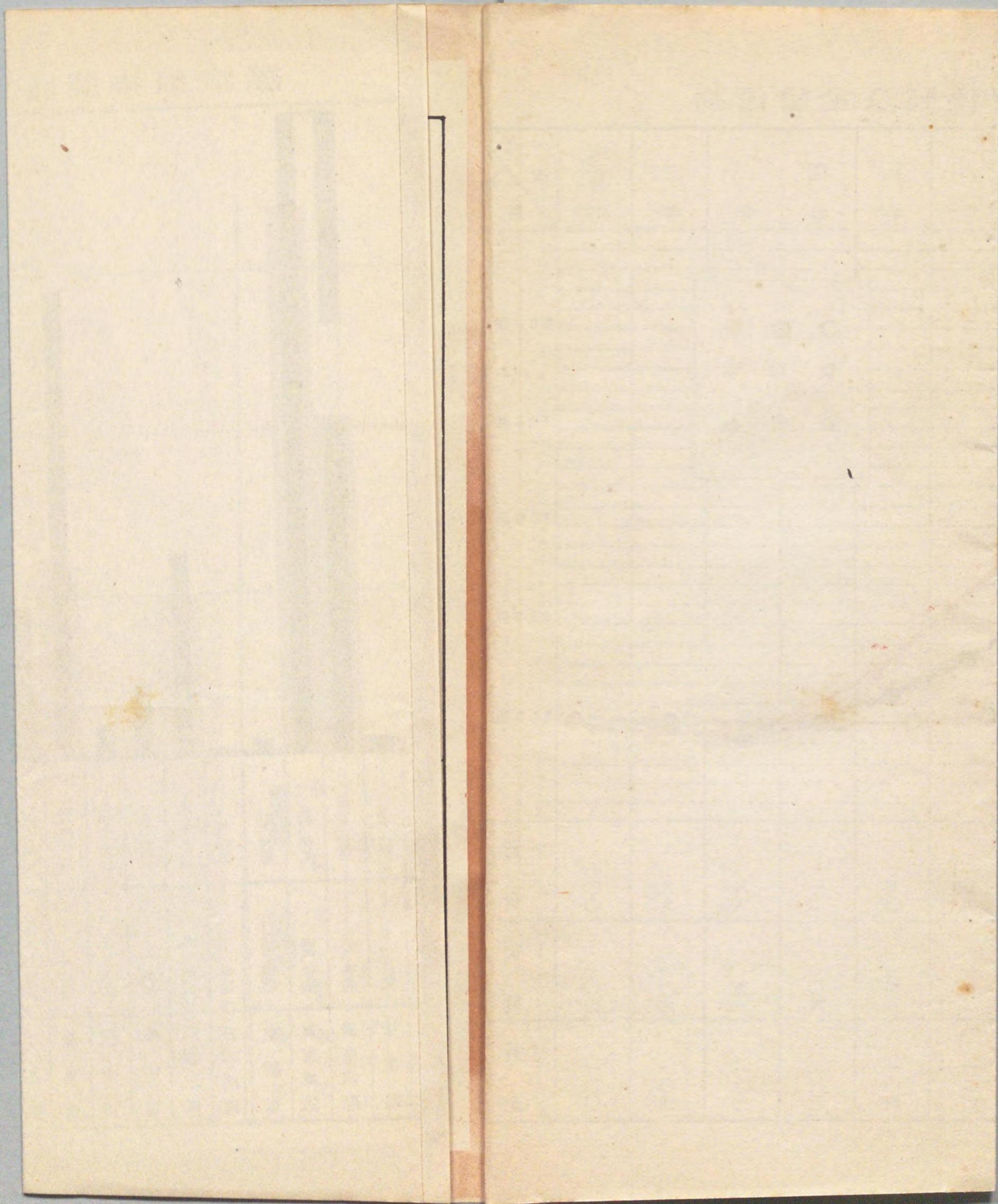


大正三十三年三月末現在

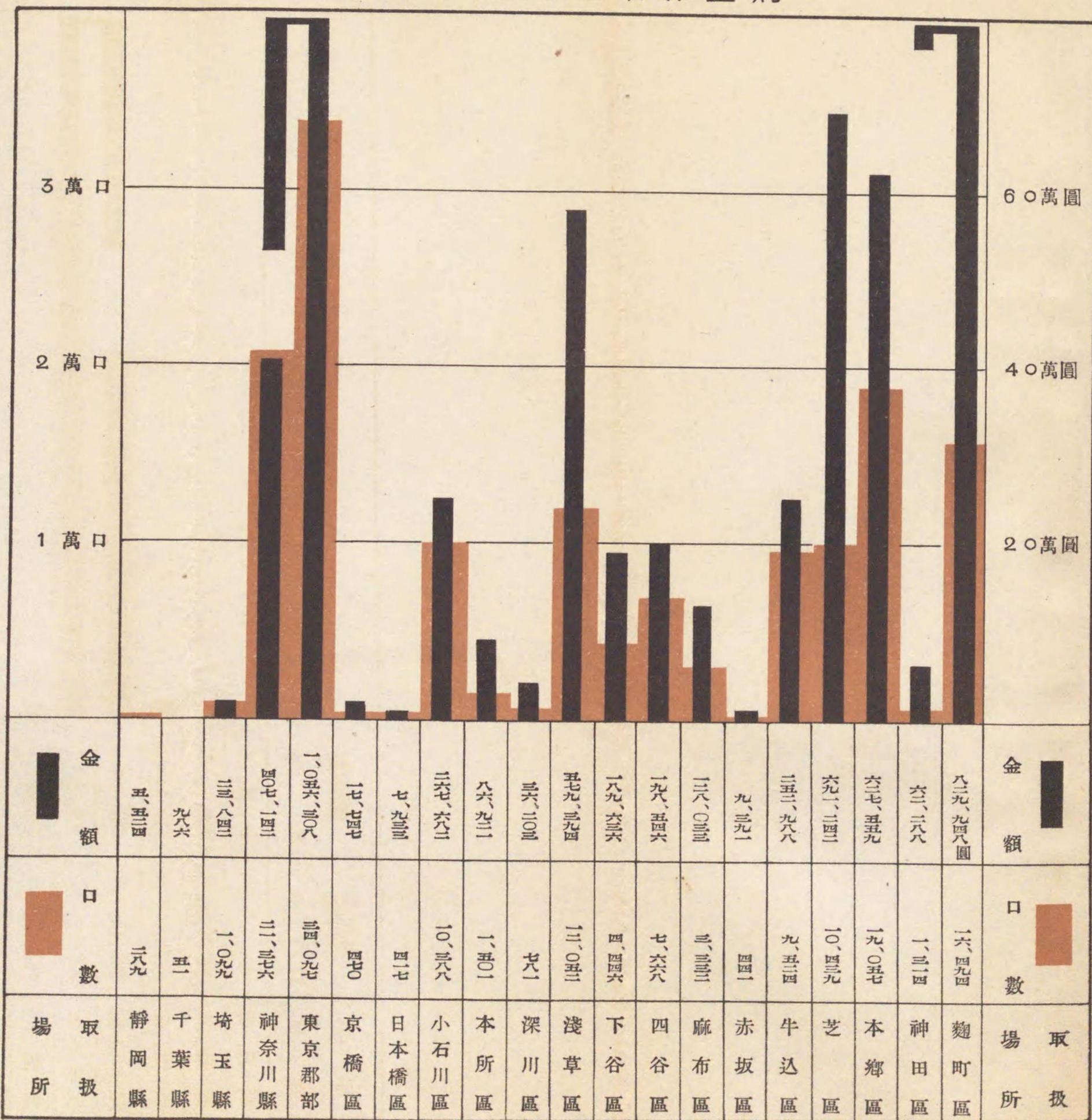


# 物價貸金及郵便貯金指數比較

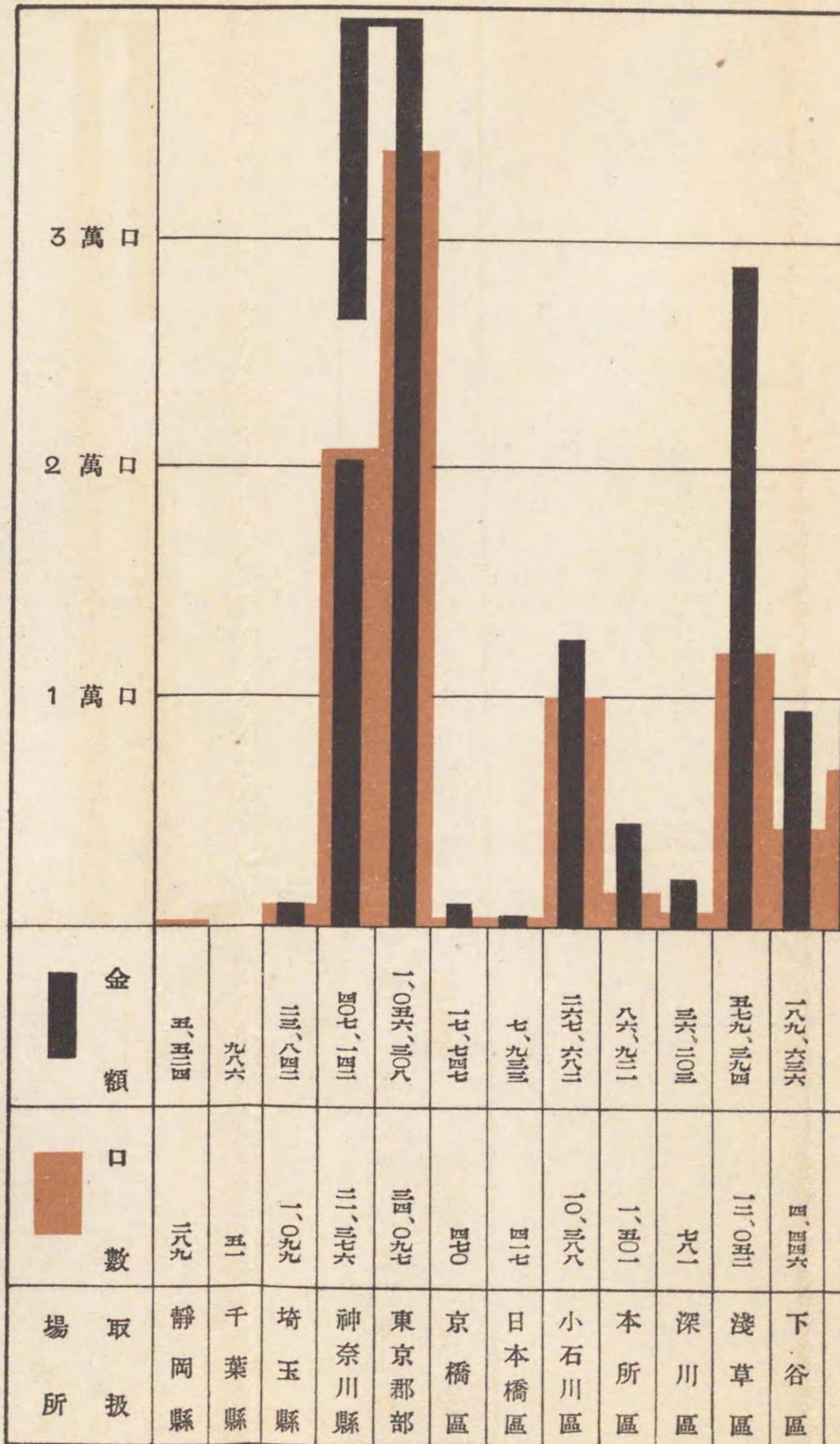




# 貯金非常認拂取扱高



# 高扱取拂認確常



中央郵便局實況



目

郵便貯金の創始 ..... 一  
 制度の變遷 ..... 二  
 一億圓より十一億圓まで ..... 四  
 物價勞銀と郵便貯金 ..... 七  
 季節と郵便貯金 ..... 九  
 職業別に觀た郵便貯金 ..... 三  
 金額別預金者比較 ..... 三  
 地方別に觀た郵便貯金 ..... 三  
 我國郵便貯金の國際的地位 ..... 五

次

震災と郵便貯金 ..... 一八  
 非常確認拂—通帳亡失に對する權利確認—有通帳に對する權利確認—特別出張貯金—震災後の預拂狀況

附 錄

制度の概要 ..... 二五  
 金額制限—預入—拂戻—貯金の種類—貯金利子—再度通帳—貯金の讓渡—證券の購入保管—貯金原簿所管廳  
 貯金の獎勵 ..... 三〇  
 獎勵の沿革—獎勵の方法(中央に於ける措置、地方に於ける措置)—勤儉獎勵計畫

圖表

一億圓より十一億圓まで	.....	卷頭
職業別郵便貯金比較	.....	同
各國別郵便貯金比較	.....	同
地方別郵便貯金比較	.....	同
物價勞銀及郵便貯金指數	.....	同
震災時非常確認拂取高	.....	同
最近十二年間貯金増減割合比較	.....	八
各月別貯金預拂狀況	.....	一〇
貯金金種別比較	.....	一四
震災後各月貯金増減狀況	.....	一五

統計

一億圓より十一億圓まで	.....	五
物價勞銀及郵便貯金指數	.....	八
最近五ヶ年貯金預拂高	.....	九
各國別郵便貯金比較	.....	一六
震災時非常確認拂取高	.....	一九
震災後各月貯金預拂高	.....	二三
創始以來各年末貯金現在高	.....	卷末
地方別郵便貯金狀況	.....	同
据置貯金利殖表	.....	同

# 郵便貯金概観

## 郵便貯金の創始

我國に於て郵便貯金が創始せられたのは、實に五十餘年前の明治八年五月であつたが、當時に在つては一般に金錢を蔑視して貨殖を卑むが如き封建時代の遺風が猶行はれつつあつた爲に、制度の周知、貯蓄奨勵の上にも尠からぬ努力を要した。併もその効果は容易に擧らず、初年末には僅かに

預人員千八百四十三人、預金額一萬五千二百二十四圓を算するに過ぎなかつた。其の後當事者の熱心なる貯蓄節約思想の唱導と、時勢に適合せる業務施設の採用と、我國經濟界の急激なる進展とは、相俟つて郵便貯金を漸次隆盛に赴かしめ、創始十年後には十萬の預金者を數ふるに至つた。斯くして日清戰爭の前年二十六年には預金者百萬に達し日露戰役の三十八年には五千萬圓の預金額を算す

るに至つた。其の上、戦後の論功行賞に際して、政府が受給者の便益を圖りて恩賜金の下賜に郵便貯金を利用したることは、制度の周知上尠からざる効果ありたるが如く、明治四十一年の戊申詔書の喚發に依つて國民各自の自覺を呼び起し、漸次貯蓄節約の實績顯はれ、其の結果として郵便貯金は驚く可き加速度を以て發展増大し、四十一年六月には創始後三十三ヶ年にして遂に一億圓の預金額を算するに至つた。尙日露戦争後財界の好況に伴ひ我が郵便貯金も益々盛大に赴き年々二千萬圓内外の増加率を示しつゝ、幾年ならずして二億圓を

二  
突破するに至つた。其の後と雖も増進の趨勢に變りはなかつたが、併し乍ら、或は財界不況の影響を受けて時に増加の歩調を緩める等の事もないではなかつた。然るに、歐洲戦亂の勃發に依る我國財界の活況は、我郵便貯金の上にも異常なる發展を促し、或は一ヶ年二億圓近い増額をさへ見ることもあり、數年ならずして、遂に我邦全人口の三分の一以上の預人員を算するの盛大を致し、郵便貯金發達史上全く一時代を畫するに至つたのである。

### 郵便貯金制度の變遷

而して上述の如き経路を辿りて、郵便貯金が今日の大を爲すに至つた反面には、國民經濟界の影響以外に當局者の施設上の苦心が大いに與つて力ある事は亦言を俟たないところである。其の名稱の如きも、最初は單に「貯金」と稱し、明治十三年一月「驛遞局貯金」と改め、廿年四月始めて現行の名稱を用ふるに至つた。郵便貯金の制度は、明治七年八月英國の郵便貯金制度を參酌して貯金規則を制定したに始まるが、以來時勢の進運に順應して、其の制度の上にも幾度か變遷があつた。其の預金方法も、最初は現金預入のみに限られて居た

三  
が、貯金獎勵の意味から、明治三十三年に「切手貯金」の新法が設けられ、續いて翌年「證券貯金」の制を開き、又は在外本邦人の爲に「海外貯金」の便法を設けて遠く故國に郵便貯金を爲すを得せしめ、日露戦争の前後に於ては「規約貯金」「据置貯金」等の方法を設け、「取集貯金」を實施する等、大いに預金者の便益を圖り、同時に節約貯蓄思想の鼓舞涵養に努め郵便貯金の隆盛に資した。預金者の預入拂出に關する手續等も出來得る丈け簡易を旨として、預入金額五百圓の制限は、貯金獎勵の見地から一時之を撤廢した事さへあつたが、二

十四年に再び復活し、後明治三十年には之を千圓まで引上ぐると共に、從來一口の預入制限五十圓であつたものを全然廢して、公共團體、社寺學校等の特別なものに對しては預金額の制限は全然撤廢した。亞で大正九年八月に至つて、遂に預金最高限度は二千圓に高められた。其の利子歩合の如きも時勢の進展に伴ひ幾度か變革を見た。即ち、創始時代の年三分は翌九年四分に引上げられ、次に五分となり六分となり、明治十四年四月には最高の七分二厘に迄引上げられたが、後、十八年一月六分に下げ、五分四厘より四分二厘となり、其

の後數回の改正を経て大正四年三月現行の四分八厘を採用したのである。  
最近一般財界の狀況に鑑み、民力涵養、貯蓄獎勵の見地より、据置貯金の利子を十一年九月五分四毛に引上げたが、其の結果として、最近同貯金が急激なる増加を示して居る事は稍注目し價する。

### 一億圓より十一億圓まで

郵便貯金は創始以來銳意獎勵に努めたるに拘らず、一億圓に達するに實に三十三ヶ年を要した。時は明治四十一年六月であつた。其の後の狀況は

従前と全く一變し、非常なる加速度を以て増加し、

十四年七ヶ月の間に遂に十億圓の巨額を突破し、

更に十ヶ月にして十一億に達した。

其の間に於ける發達の過程を示せば、

貯金額	到達の年月
一億圓	明治四十一年六月
二億圓	大正三年七月
三億圓	同 六年一月
四億圓	同 六年十月
五億圓	同 七年八月
六億圓	同 八年六月
七億圓	同 九年一月
八億圓	同 九年七月
九億圓	同 十年十月
十億圓	同 十二年一月
十一億圓	同 十二年十一月

所要日數	當時に於ける一人當預金額
三十三ヶ年	一・三〇
六年一ヶ月	一五・四〇
二年六ヶ月	二〇・一〇
九ヶ月	二四・三〇
十ヶ月	二七・一〇
十ヶ月	二九・二〇
七ヶ月	三一・八〇
六ヶ月	三四・五〇
一年三ヶ月	三六・四〇
一年三ヶ月	三七・一〇
十ヶ月	四〇・〇四

最近十年間に於て郵便貯金が急激なる發達を遂げたのは、過去數十年間に於ける周知獎勵の効果が漸く現れて來たのであること固より異論なき所であるが、一面に於て、歐洲戰亂勃發以來、我國一般經濟界が非常なる活況を來し惹ひて我が國民の財力俄かに増進したることによる影響も決して見逃すべからざる事柄である。

今歐洲戰爭前よりの貯金發達狀況を觀るに、次の圖表に掲けたるが如く戰爭前の大正元年是前年末現在高の七分五厘の増加であり、其の後、二、三兩年は財界一般に沈衰し、爲には郵便貯金も多

六

少の減少をさへ示して居るが歐洲の地に戰亂起るに及んで未曾有の活況を呈し、大正五年以降、九年上半期に至る財界最好況期に際しては、郵便貯金の發達殊に著しく、毎年二割以上三割餘の預金額を増加し、六年一月以後三年七ヶ月の短時日に五億圓を増加するに至つた。されど九年下半期に入り、一般經濟界に反動的な不景氣を見るに至つて、郵便貯金も亦其の影響を受けて増加割合を減少し、九年中の増加高が前年末現在高の二割一分四厘を示せるに對し、十年は僅に七分強を増加したに過ぎぬ。

大正十一年は十年に引續き國民經濟界不振にし

て、殊に金融界の局部的不安をさへ誘起するに至つた程であるから、郵便貯金の進展も従つて緩慢であつたのではあるが、十年十月より一年三ヶ月目にして一億圓を増加し、十二年一月遂に預金十億圓の巨額を算するに至り、更に同年九月には大震災があつたにも拘らず十一月には十一億圓に達し、十二年中の増加高は一割二分五厘を示せるは比較的好成績と云はねばならぬ。是全く近時節約貯蓄の思想一般に普及稱導され、全國民が漸次自覺するに至つた結果に外ならぬのである。(卷末

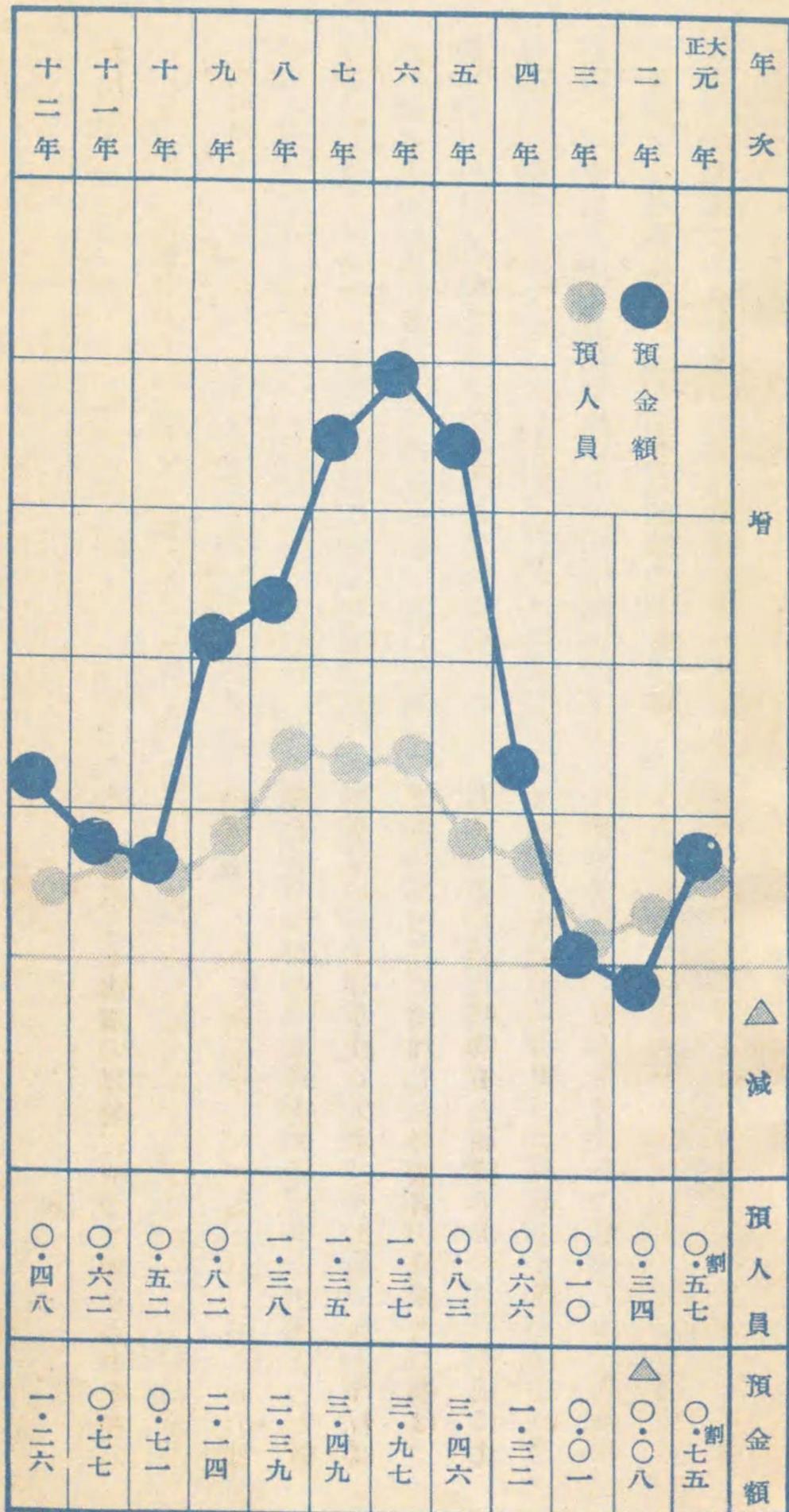
の創始以降各年末現在高表参照)

### 物價勞銀と郵便貯金

郵便貯金が常に國民經濟事情の變化と相關聯し略其の盛衰消長の跡を同じうして居る事は前述の通である。歐洲大戰勃發以來一般財界の好況は、惹いて諸物價の昂騰を誘起し、物價は最近十餘年間に於て二倍餘の騰貴を示すに至つた。斯の加き急激なる物價の昂騰が、貯金利用者たる中産階級以下の實生活に如何なる影響を與へて居るかを見んとせば、左表の數字に依り其の一斑を窺ふこと

七

郵便貯金最近二十年間ノ増減割合



が出来やう。

…… 物價勞銀及郵便貯金指數 ……

年次	郵便貯金	物價	勞働賃銀
大正元年	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二年	九九	一〇二	一〇四
三年	九九	九六	一〇二
四年	一一二	一〇八	一〇一
五年	一五〇	一三八	一〇四
六年	二〇九	一七二	一二〇
七年	二八二	二二一	一五八
八年	三五二	二四四	二二八
九年	四二一	二六二	三一五
十年	四五八	二〇四	三一六
十一年	四九五	二〇三	三一五
十二年	五五七	二〇三	三一五

即ち、十二年間に於ける物價の昂騰二倍餘に對して、郵便貯金（預金總額）は五倍餘の増大を示

し、急激なる物價の昂騰に依つて聊かも中産者の實生活は侵される所なく、却て其の生活的剩餘の潤澤なりし如き觀を呈して居る。然れ共、此の郵便貯金の増加が、生活的剩餘にのみ起因すると觀る事は稍々正確を缺ぐの嫌ひがある。何となれば最近頃に収入が増加した勞働者の賃銀増加率は、右表の示す如く略物價と同様であつて、従前に比し殊更生活的餘裕を與へられたとも觀られない。勞働者以外の一般中産者以下に至つては、其の收入増加率は到底物價昂騰に伴はず、其の生活餘裕は却て縮少し、郵便貯金の増加を招來するが如き

結果の生ずることを想像し得ないところである。

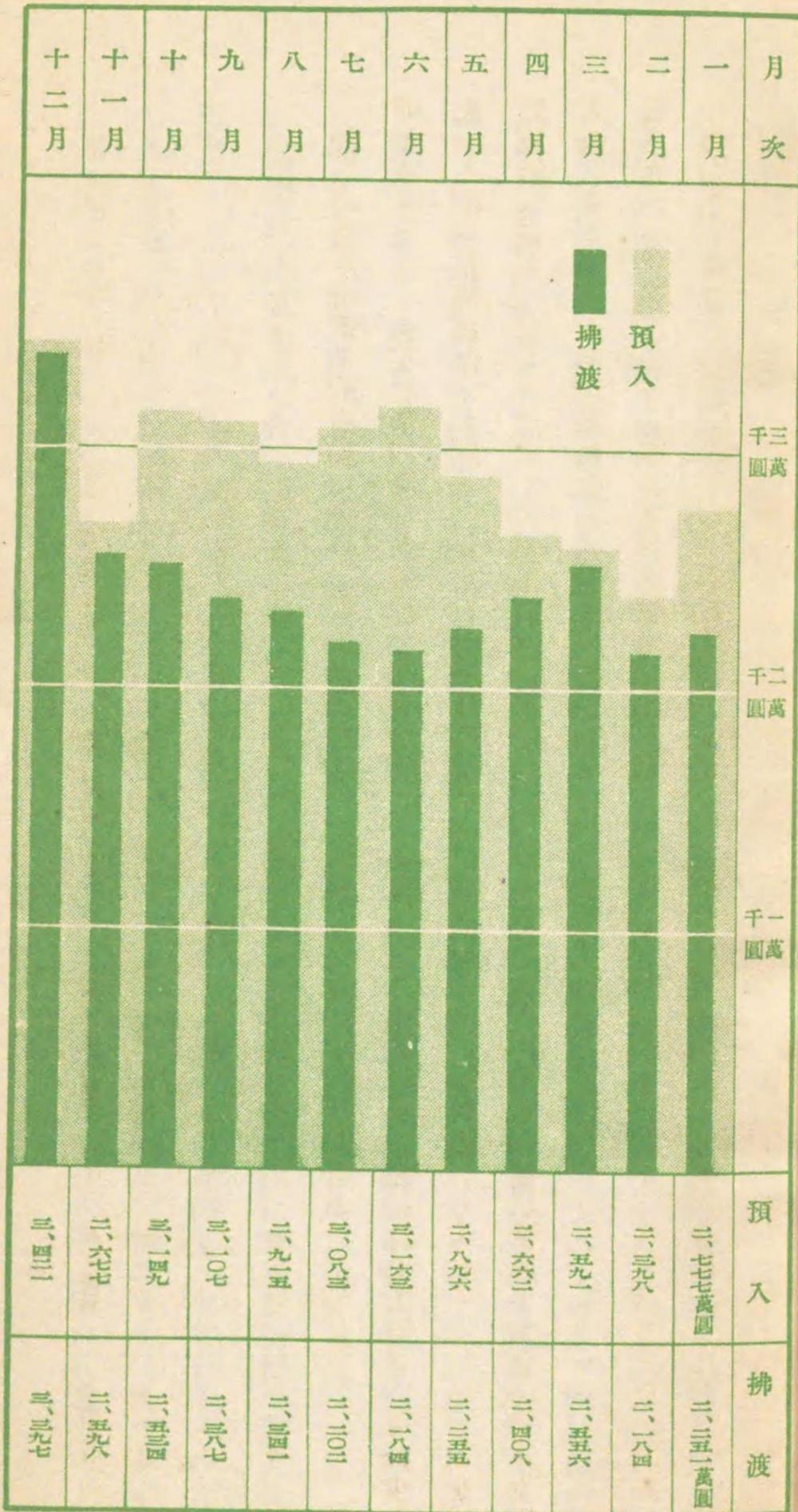
之を以て之を觀れば、近年に於ける郵便貯金の激増は、中産以下の消費階級者の生活的剩餘の齎す必然的の歸結にあらずして、時代に順應し、各人の勤儉節約の生んだ粒々たる成果に外ならぬのである。斯る思想傾向の發顯は、邦家の爲に眞に慶賀すべき現象であつて、今後益々其の助長誘掖に力を致すべきであらう。

### 季節と郵便貯金

中産者以下の零細なる資金が蓄積されて、遂に十一億圓の巨額に到達した郵便貯金の増進歩調が常に社會の經濟的環境に支配さるゝ所多いことは上述の通りであるが、其の預拂高も亦一般財界と緊密なる關連を保持して居る事が判る。試みに最近數年間に於ける預拂取扱高を掲ぐれば

年次	最近五ヶ年貯金預拂高	預入高	拂出高	預人員	現在高	一人當平均預入	一人當平均拂出
大正七年	五三、一九一、七六一圓	四〇七、五二二、八七〇圓	一九、三五、三六八人	三六、六五	三二、〇六七		

最近五年平均月別預拂状況



即ち現在高の累進的增加に伴ひ、其の預拂高も亦年々増大し、大正七年に四十九圓餘であつた預一人平均預拂高は、大正十二年中に於ては六十四圓餘を示して居る。而して拂出額は預入額の約九割に當り、一人平均四圓餘を同年中に増加して居る事になつて居る。之等の預拂關係を、各月別に稽查して見るに、各年を通じて、季節に依つて相

共通した傾向を持つて居る。(別表参照)

一月—預拂共に十二月に比して際立つて減少して居る。預入が拂出よりも多く、結局増加を示して居るのは越年の爲に準備した金の殘餘を貯蓄するのであらう。

二月—日數の少い事や、地方農村に於ける舊正月の爲に、預拂共一年中を通じて最も少く、預

年次	預入	拂渡
八年	697,266	563,261
九年	890,801	741,034
十年	839,147	768,913
十一年	871,710	796,237
十二年	954,273	830,977

入に比して拂出が稍多い。

三月―農繁期を前に控へ、且つ新學期開始前に

當る當月は、一般に出費多き爲め預入額が減少し、貯金は不振である。

四月―花期に入ると俱に各人の活動も漸く、積

極的に移り、四、五、六月と順次、郵便貯金も活況を示し、農村は、麥、春蠶の收穫に依つて預

増拂減の趨勢を示し貯金は増加する。

七月―お盆を控へた當月は、前月來に比して稍

預入が減少するが、猶拂出に比して多く貯金は増加して行く。

八月―暑熱の爲に一般に景氣悪く、預入稍減少

して、拂出は却て増加する。

九月―順次預拂共に増大して行く。殊に農村に

在つては、米作、秋蠶を始め所謂收穫期なれば収入増大する爲。

十一月―諸税金の納期に影響される爲か預入不

振である。

十二月―年末大繁忙期に於ける世相は郵便貯金

の上にも現はれ、預拂共に一年中の最高を示して居る。而して結局は、減少することが多い。

併し乍ら、以上は唯概括的に觀たに過ぎず、農

村と都會に依り、又は商業者と農業者とに依り、各其の季節的影響も相違し、郵便貯金の預拂増減の上にも大なる相違あるべく一様に云ふ事は出来ないのである。

### 職業別に觀た郵便貯金

然らば郵便貯金預金者は如何なる階級の人に多いかと云ふに卷頭別表に示す如く、大正十三年三月末現在に於て之を預人員の方面より見るときは、總預人員の三割五分を占むる農業者その首位にあり學校生徒、職工、官吏、軍人の順位であつて、

大體に於て、人口の多寡と正比例して居るやうである。又、其の預金額を標準として見るときは、其の順位前記と異り第一農業者の三割三分、次は商業者の一割五分、次は官吏軍人の九分の順序となる。而して預金額一人平均の最も多いのは社寺其他團體の百十五圓餘であつて、雜業者の七十七圓が次位に在り、商業者の五十七圓なども比較的多い部類である。預金額預人員共に最高位に在る農業者は、之を一人平均として見るときは三十六圓で比較的小額である。

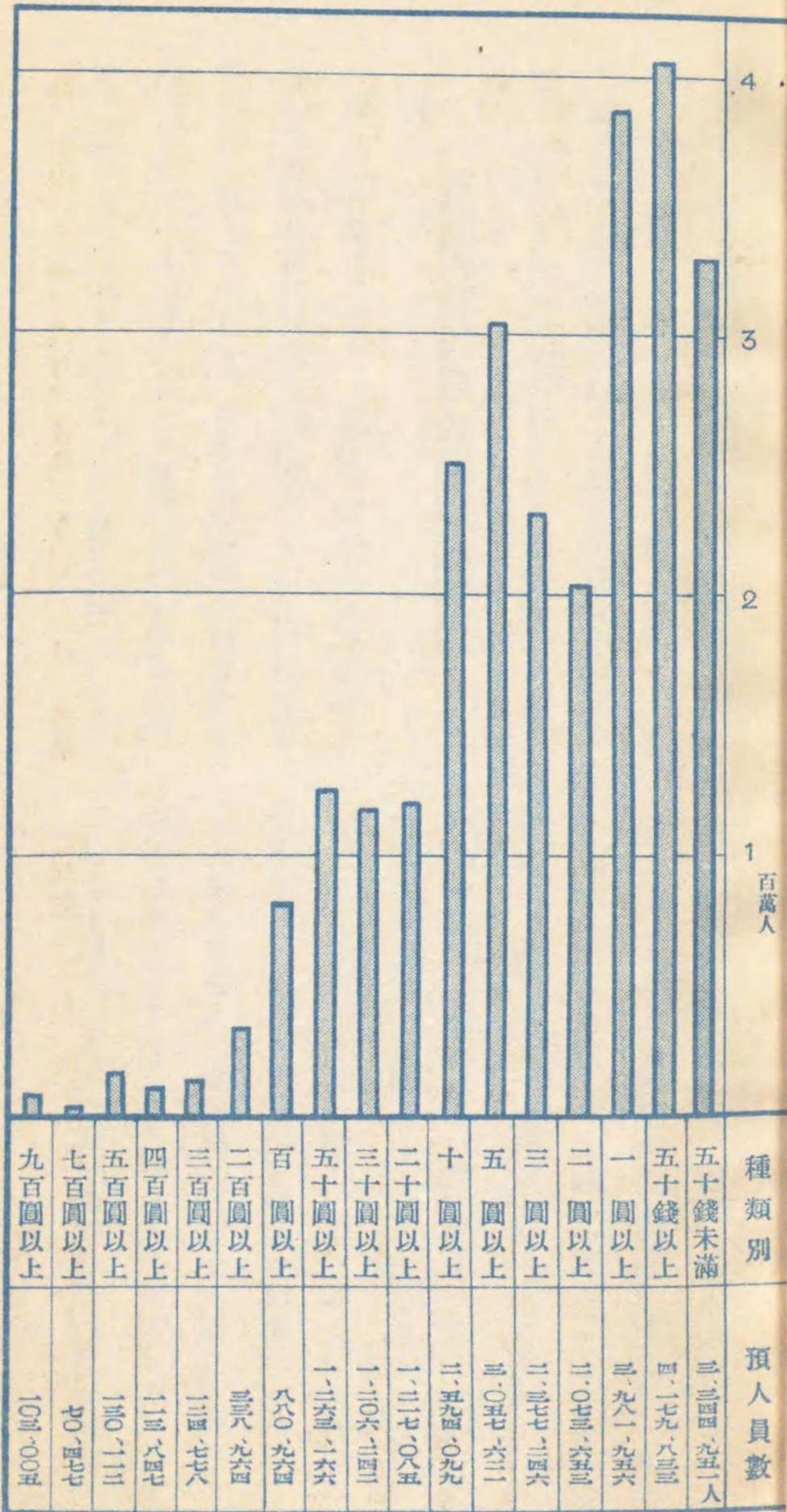
### 金額別預金者比較

今最近の預人員を其の預金額の階級別に比較して見るに、五十錢以上二圓未満の預金者最高位を占め、總人員の約三割に當り、三圓以上二十圓未満のものは約二割九分強である。而して三百圓以上に至つては實に微々たるもので、僅に〇割一分弱に過ぎず。如何に零細なる資金の貯蓄を旨とする郵便貯金であるとは云へ之を以て到底満足すべき成績と云ふを得まい。猶より以上の伸張を促すべく努力せねばなるまい。

### 地方別に觀た郵便貯金

郵便貯金の普及状態を地方別に概観するに、大體に於て文化程度の高い地方程郵便貯金も亦よく普及發達してゐるやうである。即ち都會地は農村僻地に比し遙に勝れたる成績を示し、之を府縣別に觀るも、都會地を多く含める府縣程發達の程度が高い事實を發見する。以下少しく地方別に概説せん、大正十三年三月末現在に於て、人口百人に對し預人員五十以上即ち人口の五割以上に達してゐる府縣は十三にして、滋賀、東京、奈良、京

郵便貯金金種別比較



都、島根、宮城、福井、廣島、香川、山口、徳島三重、大阪の順である。中にも滋賀、奈良、島根福井、香川、徳島の各縣は比較的人口の少ない地方で預人員の割合は特に勝れてゐる。就中滋賀縣の如きは全人口の七割一分を占め、東京の六割七分を凌駕し全國第一位に在る。之に反し人口に比して預人員の少ないのは沖繩の一割三分を筆頭に、新潟、埼玉の三割弱山梨の三割強等である。併かも郵便貯金のよく普及した前述の地方は、單に預人員が多い許りでなく、其の預金額も他縣よりも比較的勝れてゐる。試みに預金現在高を人口一人

に割當てると、東京の四十五圓九十錢が最高であつて、次に京都、神奈川、福井、奈良、徳島、愛知、大阪、廣島、山口、香川、千葉の順になつてゐる。以上は何れも一人當二十圓以上で全國人口一人當金額十八圓四十二錢を超えてゐる。但し宮城、島根の如きは預人員多き割合に預金額少く前者は十二圓六十四錢、後者は十五圓六十八錢で全國一人當に達してゐない。が以上に依つて知らるる如く農村地は、一帯に都會地に比して預金額が低い傾向に在るが、茲に注意を要するは近來地方産業の發達に伴ひ、産業組合組織の著しい發展で

あつて、地方農民が之を利用する傾向が漸次著しく、爲に郵便貯金の預入も幾分影響あるべく、敢て郵便貯金額の多寡を以てのみ其の地方の經濟的優劣を斷定する譯には行かないとは勿論である。

### 我國郵便貯金の國際的地位

以上に概説せし如く、近時我國の郵便貯金は非常なる發展を遂げ、地方別に見ても相當なる普遍的發達を爲して居るが、之を世界各國の郵便貯金狀況と對比する時は、猶未だ發展開發の餘地が多い。即ち左に表示する如く、預人員に於てこそ我

國は世界第一に在るも、預金額は英國の二十六億百九十二萬圓、濠洲聯邦の十八億五千百一十一萬圓に相距ること尙遠く、我國は第四位を占むるに過ぎない。殊に預人一人當預金額は北米合衆國の六百五十七圓を最高とし、新西蘭の六百一十一圓、加奈太の五百八十九圓之に亞ぎ、我國は僅か三十九圓にして殆ど最下位に近し。又之を人口に對比して見るも、人口一人當預金額は濠洲聯邦の三百三十六圓を最高とし新西蘭の三百十五圓之に亞ぎ、我國は第九位に在る。人口百人に對する預人員も矢張七十四人を有する濠洲聯邦を第一とし我國は

第六位に在る。尤も之等のことは國民經濟發達の程度を異にせる先進諸外國と同一に視ることは稍無理かとも思はれる。然るに増加歩調から觀る時は、決して諸外國に比して劣つては居ないから、

畢竟國民各自の勤儉貯蓄と當事者の指導施設の宜しきを得ば、各國を凌駕する時期が無いとは謂へない。

各國郵便貯金年未現在高比較

國名	調査年次	現		高		人口百人當
		人員	金額	人員	金額	
日本	一九二三	二七、八三七	一、〇九六、七五三、一四三	三九、四七九	一、三六一、四四七	
英吉利	一九二二	一七、三三三、八三三	二、六〇一、九二七、九二六	一四、一六二	三、五二六、二七六	
佛蘭西	一九二二	一七、〇三三、五九九	一、〇四三、九〇八、〇三三	一四、七、八二〇	一、八八三	
白耳義	一九二三	三、九二一、三五七	七六二、九四五、三〇二	一五、〇五七	四九、二六四	
新西蘭	一九二二	六、七五、三五五	四二二、三三八、三〇四	六二、〇五八	五二、七〇九	
英領印度	一九二二	二、〇四三、五三六	一、四九、六八五、六〇〇	七三、三五〇	八二七	

和蘭	一九二二	一、九二四、八三三	三三八、五七三、三五四	一、九、三六八	三、三三三、二八七
濠洲聯邦	一九二二	四、〇九四、五四六	一、八五二、一一一、一四五	四三、三〇九	七四、三三七
加奈太	一九二三	七六、一一一	四四、八四八、六八〇	五九、三五四	八六六
南亞聯合國	一九二二	三〇六、六三三	六、九〇五、七四一	三三、五二一	四、五六七
洪島利	一九二二	一、三三三、〇六六	五、五七、七四四、八一六	四四、〇七九	一、五八九六
瑞典	一九二二	六九一、四九九	六三、八三三、二八五	九三、三四〇	一一、五四九
蘭領印度	一九二二	三三五、六九九	一六、〇七七、四三六	七一、三三四	四八〇
芬蘭	一九二二	一三二、六三三	四一、三五七、六九五	三三、九八一	三、六四
比律賓	一九二二	一三〇、八一〇	六、一三六、七七八	四六、八三七	一、三五一
錫蘭	一九二二	一三五、九〇六	三、一六四、一〇三	三三、二九三	三、〇三〇
海峽殖民地	一九二二	九、七三三	二、〇〇〇、三二九	二〇、四六八	一、一〇四
馬來聯邦	一九二二	一三、九八四	一、二六四、五一二	九〇、四三六	一、〇五五
支那	一九二二	三六、三三八	二、二八八、八四〇	一三六、六〇二	一、二四八
澳地利	一九二二	二、四三二、九四七	八二、三〇〇、八〇〇	三三、四三〇	三、二六三
北米合衆國	一九二二	四三〇、三三三	二七六、二九九、九九七	六五、七、四七七	三、五三七
伊太利	一九二〇	六、七三三、八六一	一、三四七、三六二、三四四	一九九、六八八	一、七、三六八

### 震災と郵便貯金

非常確認拂 〓 關東大震災の襲來に際し罹災地に於ける民間金融機關は突如其の活動を停止し、民衆の不安その極に達した時に、罹災民に一道の光明と活路を與へたものは、實に郵便貯金非常確認拂の疾風迅雷的開始であつた。此の非常確認拂は是迄の大火災、大水害等の變事に際し屢々行はれた非常拂と異り、始めて設けられたる制度であつて、取扱の簡易なる點が特色である。金額は當初資金の關係上、一日一回通帳所持者に對し、三十

圓通帳燒失者に對し十圓を限度としたるが、其の後程なく通帳及印章所持者に對しては一日一回百圓迄に擴張した。而して九月三日より同月末日迄の間に於ける取扱高は左表の通總額十五萬餘口、約五百萬圓に達した。

この一口當金額は三十三圓強に過ぎないから、敢て多額といふことは出来ないが、僅に身を以て逃れ、死地を脱した罹災者が、之に依つて一時を凌ぎ、中には轍鮒の急をさへ救ひ得た者もあるべく、之が爲非常拂の取扱は、郵便貯金制度の機能を遺憾なく發揮し得たと共に、餘りに痛ましい事

實であつたが、不時の用意の大切なることを切實に思はしめたのである。

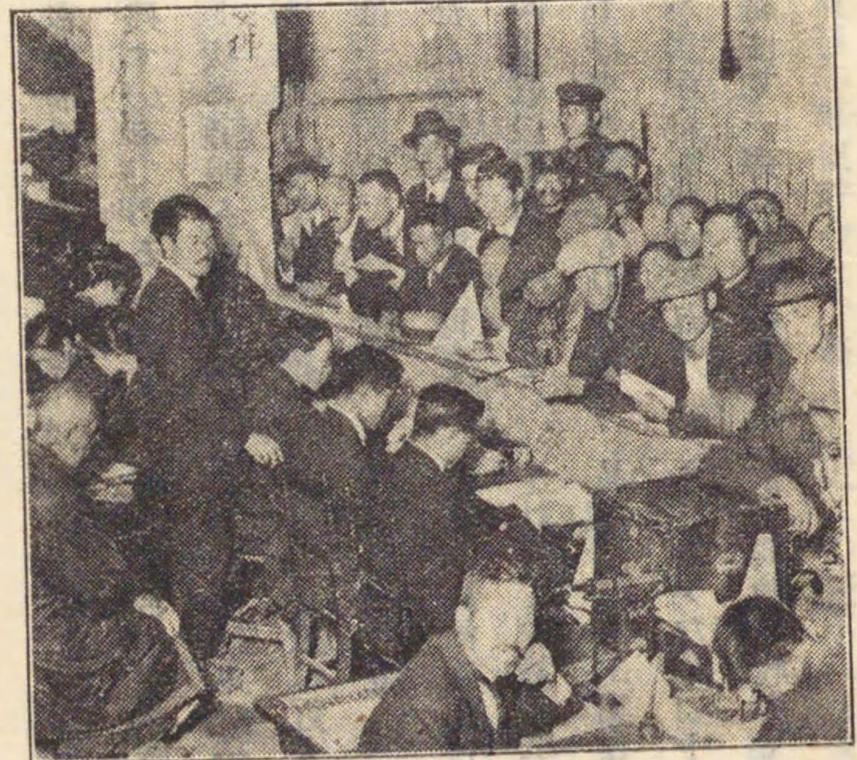
#### 貯金非常確認拂取扱高

取扱場所別	取扱郵便局數	金額		口數	
		通帳ニ依ル拂戻	無通帳ニ依ル拂戻	通帳ニ依ル拂戻	無通帳ニ依ル拂戻
麴町區	三	八三、五五六	八、三九三	一五、四八一	一、〇三三
神田區	一	六一、五〇六	七、八二二	一、三三四	八〇
本郷區	二	六三六、四九〇	一、〇六九	一八、九五四	一〇三
芝區	三	二八三、二四七	七、九九五	九、六〇五	八三四
牛込區	二	二四三、六一四	一〇、三七五	八、四七六	一、〇四八
赤坂區	一	六、七六六	二、六三三	一、一五五	二八六
麻布區	一	一三七、六六六	三、三六七	三、二九五	三七
四谷區	一	一九〇、二六〇	八、二八六	六、七八三	八八五
下谷區	一	一八三、二二三	六、五三三	三、七五五	六九二
淺草區	一	五七五、五八三	三、八二二	一一、六五四	三九八

深川區	一	三六、一三三	七〇	七七八	七
本所區	一	八五、八七七	一、〇四四	一、四〇六	九五
小石川區	一	二五九、七〇三	七、九六〇	九、五六七	八三二
日本橋區	一	六、九四五	九八八	三〇五	一〇七
京橋區	一	一七、二七八	四六九	四九	五二
東京郡部	六	一、〇三六、七〇七	一九、六一一	三三、〇一四	二、〇八二
神奈川縣	三	二六九、七四七	一三七、三九五	七、三三七	一四、〇四九
埼玉縣	三	三三、六一一	一、一六一	九七九	一三〇
千葉縣	三	四四七	五三九	二六	三五
静岡県	八	四、六四〇	八四四	二〇〇	八九

通帳類亡失に對する權利確認 非常拂の打切に  
 ついで設けられたる制度は震災に依り貯金通帳、  
 證券保管通帳等權利を證明する材料を亡失した者  
 に對する善後策である。平時に於ては再度交付の  
 途あるも貯金局保管の原簿、證據書類が等しく慘  
 禍を蒙れる爲權利を認むること困難なるも預金者  
 の權利を保護する爲遂に權利確認上に關する勅令  
 の發布を見、預金者の申告に基き調査の上之を認

むることとなり十二年  
 十一月十日より同年十  
 二月末日まで全國の集  
 配郵便局及貯金本局に  
 於て受理したがその申  
 告中  
 郵便貯金は  
 約十二萬四千口  
 約千八百八十九萬六  
 千圓  
 保管證券は



日本橋郵便局申告受付状況  
 約一萬口  
 約百七十六萬八千  
 圓  
 あつた。  
 而して之が審査に就  
 ては一面に於て一刻も  
 早く確認を了して權利  
 者の迷惑を除かねばな  
 らぬと共に、一面に於  
 てに周到嚴密なる調査  
 を要するのであるが、

當事者努力の結果大部分の審査確認を了し、十三年八月末に於て約二千件を残すのみである。

**有通帳に對する金額確認** 〓次に通帳を折持するものに對しては通帳の引上げを爲して金額の確認を爲して來たが、此の手續は一面に於て燒失原簿を再調製するの必要に出でたるを以て急速進行を要する關係もあり、十三年四月取扱規則に改正を加へ確認の爲に貯金局に引上げ來りたるものを郵便局に於て新通帳に引換へを爲す途を開き、五月二十一日より全國の各郵便局にて一齊に引換事務を開始した。

而して之を預け人に周知せしむる爲にポスター

新聞廣告、電車廣告、立看板其の他諸種の方法を講じたる結果、燒失原簿約六百萬の内九月初旬までに約半數に近き復舊を見た。

**特別出張貯金** 〓東京府及神奈川縣内に於て震災に依る經濟復興に資するの途として、預拂の便宜を計りて貯蓄の奨勵を爲す爲、集團バラック、簡易宿泊所、工場等に吏員を派して貯金の取扱を爲すこととなり、十三年七月より事務を開始し、相當の成績を收めてゐる。

**震災後の預拂狀況** 〓震災直後の郵便貯金は、震

災に依つて蒙つた多くの損害を償ふ爲に、自然失費多く、隨て預入減少し、拂出額が急激に増大すべく豫想されたが、實際に於ては拂出額よりも預

近（十三年八月末）の現在高は十一億二千五百二十萬四千四十六圓、人員は二千九百十六萬五千九百三十五人にして之も震災前に比し、百七十三萬人餘の増加を爲してゐる。

入額多く、其の後は別表の如く減退の月もあるが、九月以降十三年七月に至る十一ヶ月間に於て五千二百餘萬圓の増加を見、前年同期間の一億一千二百餘萬圓の増加には及ばないが、漸増の步調を執り十二年十一月には十一億圓を突破した。殊に預拂高は前年同期に比し左表の如く遙に増大し、一段活況を呈して居るのは注目に値する。而して最

震災後各月貯金増減高  
前年同期ノ比較

月次	九	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	七
千圓											
千圓											
千圓											
増											
減											
前年	五、〇六三、六六三圓	三、六四五、五〇九	五、九五七、四三六	一七、七八五、六二五	二六、八三三、八六一	二、八八四、六六四	四、三三八、九三三	三四、〇七九、四四九	一、七二二、三三六	一三、九七六、九八五	三三、二三四、〇八〇
震災後	一、二八三、三六圓	二〇、九三三、〇七六	一、六七七、五七七	六、二五二、九五八	一一、〇三六、一九四	四、七三〇、五〇七	三、四〇三、九八四	二四、五九三、五四七	一、八五六、〇九一	五〇、〇三六	九、四〇五、九七五

震災後各月貯金預拂高前年同期との比較

〔右は十一年九月より十二年七月まで〕  
〔左は十二年九月より十三年七月まで〕  
△は減

月次	九	十	十一	十二	一	二
預入高	七〇、四〇〇、一八二 七四、四九七、一九三	六三、〇三七、八九六 九三、三三三、九四六	六二、〇三七、三五九 七六、二二一、八三七	九三、六六三、八三四 九三、九六一、三〇三	九八、五三七、四六六 八九、五三八、九六六	九八、七六三、九三〇 八六、七七七、九三三
拂出高	六五、七六六、五九九 七三、三三三、八二七	五八、三六二、三六七 七二、三九九、八七〇	六六、九九四、七八五 七六、五三四、二六〇	七四、八七七、二〇九 九八、六四四、一六一	七二、七二三、六〇三 七八、五〇二、七七二	七三、六六八、五九四 九一、四三六、四四二
月次 <td>三</td> <td>四</td> <td>五</td> <td>六</td> <td>七</td> <td>七</td>	三	四	五	六	七	七
預入高	七二、〇一七、七七六 七八、〇六三、一一八	二〇七、二六九、四〇〇 二四、八六五、〇六六	七三、一三三、〇五三 七六、八五一、七二七	七五、一六〇、九七〇 七三、七五九、三六二	八三、八三七、七九四 七九、八六〇、六七四	
拂出高	七五、三五六、七〇九 八一、四六六、〇五二	七三、一八九、九五二 九〇、二七一、五二九	七二、四〇九、七二六 七八、七〇七、八〇八	六二、一八三、九八五 七三、七〇九、三三六	六〇、五九三、七二四 七〇、四五四、六九九	

(附 録)

制度の概要

**金額制限** 郵便貯金は一人一度の預入高十錢以上(端数は錢位を限りとす)貯金總額二千圓迄に限定さるゝも、公共團體、社寺、學校又は營利を目的とせざる法人若は團體の預入金及共同貯金、産業組合の預入金には制限がない。

**預入** 貯金は現金に依るの外郵便切手及證券を以て預入することが出来る。

〔切手預入〕一錢、二錢、三錢の三種郵便切手に限り、郵便局に於て交付する切手貯金臺紙に、同一種類を全部貼付し、通帳と共に差出せばよい。切手預入高は一人一ヶ月一圓迄を限とし、貯金臺紙は逓信局の許可を得て私製することが出来る。

▼備考 切手預入は震災後當分中止されてゐる。

【證券預入】預入の出来る證券の種類は、無記名の(一)各府縣債證券及其の利札(二)各市債券及其の利札に限る。

【振替預入】其の他年金及恩給の受給者は證書を

豫め貯金局に寄託して、支給期毎に自己の貯金に振替預入を爲す便法がある。

【局所外預入】一ヶ所に集つてゐる多數の預ケ人の爲の吏員出張貯金、郵便局に遠き預ケ人の爲の集配人取集貯金の方法がある。

拂戻 〓 拂渡局を指定したる拂戻請求書を差出し貯金局より拂戻證書の發行を受け、之に依り現金の拂渡を受ける通常拂の外に即時拂の方法がある

【即時拂】(一) 通帳に貯金局の現在高の證明あるものは何處の局にても金額に制限なく即時拂を爲す (二) 現在高證明なくとも預入局に於て

は預入金に對し即時拂を爲す (三) 他局の預入金にても正當本人たることを證明出来るものに對しては一日三十圓同一月内百圓迄は即時拂を爲す。

【非常拂】天災其他非常の場合には一般手續に依らずして貯金の拂戻が出来る便宜な方法がある。此の場合には詳細取扱郵便局に掲示する筈である。

▼注意 〓 (一) 拂戻證書の有効期間は六十日 (但し交通不便の島嶼は猶豫がある) (二) 貯金の一部拂戻は五十錢以上を残り尙拂戻金には十錢未滿の端數を付することが出来ない。

貯金の種類 〓 項入、拂戻の自由なる通常貯金の外に左の種類がある。

【規約貯金】組合規約を設けて工場、會社、官衙部落等の人々が一團となつて漫りに拂戻をしない約束で預入する貯金で、その取扱を受けるには組合代表者から取扱請求書二通を郵便局に出せばよい。

【据置貯金】一定の期間拂戻をしない條件で預入する貯金で、學資とか嫁入仕度、其の外纏つた金を溜めるのに都合のよい仕組で、利子の割合もよくなつてゐる。据置期間は三ヶ年乃至十ヶ

年内で年限は預ケ人の任意である。

【共同貯金】一人の總代人を設けてその名義で各自が預入するので各地に預入者が散在して居る場合共同の爲に貯金するのに便利である。

【海外貯金】海外在留の本邦人が爲替で送金して貯金する方法である。

貯金の利子 〓 郵便貯金には預入の翌月から拂戻の前月まで、普通貯金は年四分八厘、据置貯金は年五分四毛の割合で利子が付く。但し同一月内の預入金中十錢以内の端數には付かぬ。利子は毎年三月三十一日に之を元金に加へ、其の總額に對して

更に利子が付くから、十年二十年の内には非常に殖えて来る。(利殖表参照)通帳に利子を記入する月には豫め告示する。

再度通帳 貯金預け人は通帳を(一)亡失したるとき(二)毀損汚斑し不判明となりたるとき(三)無餘白となりたるときは再度通帳を請求することが出来る。但し(一)(二)の場合は一冊に付料金十銭を要する。

貯金の譲渡 郵便貯金は次の場合に限り譲渡することが出来る。

- 一、公共團體社寺學校又は營利を目的としない法人又は團體又は譲渡する場合
- 二、親族に譲渡する場合

三、遺言に依る場合  
證券の購入保管 郵便貯金の預け人は貯金で證券を購入して貰ふことが出来る。又購入證券は勿論所持の證券も保管を依頼することが出来る。斯くすれば水火盜難の心配なく、その上支拂期の來た證券利子や償還金は坐ながら貯金に組込まれる。又保管を依託してある證券は時價で賣却して貰ふことも出来る。

購入及保管する證券の種類は左記で無記名且つ拂込完済のものに限る。  
一、各種内國債證券 二、勸業債券 三、貯蓄債券  
四、北海道拓殖債券 五、日本興業銀行債券  
六、復興貯蓄債券

貯金原簿所管廳

所管府縣

貯金局 東京、神奈川、静岡、山梨、群馬、栃木、千葉、茨城

但し震災の爲當分の内静岡は名古屋支局、山梨、群馬は馬は長野支局、栃木、茨城は仙臺支局に臨時分掌。

大阪貯金支局 滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫、徳島、高知

下關貯金支局 鳥取、島根、山口、岡山、廣島、香川、愛媛

福岡貯金支局 九州及沖繩各縣

小樽貯金支局 北海道及樺太

金澤貯金支局 石川、福井、富山

仙臺貯金支局 宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田

名古屋貯金支局 愛知、岐阜、三重

長野貯金支局 長野、新潟

證券の購入又は賣却料金

五圓券	一枚に付	五錢
十圓券	一枚に付	十錢
二十圓券	一枚に付	二十錢
五十圓券	一枚に付	五十錢
百圓券	一枚に付	八十錢
千圓券	一枚に付	一圓六十錢
額面千圓以上は千圓を加ふる毎に一圓五十錢を加へます		
五圓券	一枚に付	八錢
十圓券	一枚に付	十五錢
二十圓券	一枚に付	二十五錢
五十圓券	一枚に付	四圓十錢
百圓券	一枚に付	一圓八十錢
千圓券	一枚に付	一圓五十錢を加へます
額面千圓以上は千圓を加ふる毎に一圓五十錢を加へます		

證券保管料金

五圓券	一枚に付	八錢
十圓券	一枚に付	十五錢
二十圓券	一枚に付	二十五錢
五十圓券	一枚に付	四圓十錢
百圓券	一枚に付	一圓八十錢
千圓券	一枚に付	一圓五十錢を加へます
額面千圓以上は千圓を加ふる毎に一圓五十錢を加へます		

保管證券(國債を除く)は利子渡期に一枚に付一錢の料金が要ります

## 貯金の奨励

奨励の沿革 明治八年事業創始に際し、先づ東京に十八ヶ所横濱に一ヶ所の貯金取扱所を開設したが、其の後廣く勤儉貯蓄の思想を鼓吹する爲、或は勧誘書を配付し、或は府縣知事に制度の周知方を依頼する等奨励に努め、漸次各地にも貯金取扱所を開設した。明治十四年農商務省の新設に際し郵便貯金も同省の所管となつたが矢張り絶えず奨励を怠らなかつた。其の後十八年一月には大藏、農商務兩省の所管となり、同年十二月逓信省が設

置されたので貯金の業務は逓信省の所管に移り、爾來制度に各種の改良を加へ、之が取扱は殆ど全國の郵便局で爲すこととなり、其の業務は前述の如く逐年發達して來た。處が日露戦役後國民の氣風が次第に華美に流れる嫌があつたので、四十一年十月戊申の詔勅が下り、ついで四十二年五月内務、大藏、逓信三大臣の訓示となり、爾來各地に貯金組合等が出來て朝野舉つて貯金の奨励に努めた。其の後歐洲戦亂の勃發となり、大正六年五月に内務、逓信、農商務、大藏四大臣の訓示があつた。其の趣旨は經濟界の好況に伴ふ國民の奢侈を

戒め民力を養ひ戦時及戦後に對する準備を目的としたので爾來其の趣旨に基き貯金奨励に努力して來たのである。

奨励の方法 處で最近郵便貯金奨励上執り來つた方法の主なるものを擧ぐれば次の通である。即ち貯金奨励は中央即ち貯金局に於て大綱を定め資料を供給して、地方に於ける活動を全からしめんことを期し、地方に於ては逓信局が郵便局を指揮し、且つ奨励事務囑託及篤志家亦之と連絡を保ちて奨励に努めてゐる。

### 【甲】 中央（貯金局）に於ける奨励上の措置

#### 一、印刷物の發行

印刷物の配付は奨励上最も一般的で有効なる方法であるから内容體裁を吟味し、種々調製して一般に配付したが主なる種類は

- 1、ポスター
- 2、ポスタースタンプ
- 3、パンフレット
- 4、フォルダー
- 5、繪葉書
- 6、葉

#### 二、圖表類の出陳

展覽會、共進會、博覽會の如き多數公衆の來集する

場所に於て事業の周知宣傳を爲すは其の効果が尠くないから努めて此の種の機會を利用して統計圖表宣傳繪畫等を出陳してゐる。

### 三、新聞雜誌の利用

統計的數字に關聯したる獎勵記事を新聞社に寄稿し、或は來訪の雜誌記者に資料を提供して紙上宣傳の實を擧ぐるに努めてゐる。

### 四、講演

機會ある毎に局員出張して貯金獎勵に關する講演を爲し又は名士に依頼して局主催にて講演會を開催してゐる。

### 五、懸賞募集

懸賞募集は衆智を集め優良なる資料を得るの目的

1、貯金のすゝめ (漫畫) 一卷

2、ありときりぎりす (實寫) 一卷

3、山の兄弟 (懸賞募集劇) 二卷

4、合點徳兵衛 (懸賞募集漫畫) 二卷

5、砂上の家 (劇) 二卷

6、父を慕ひて (劇) 三卷

### 七、篤志家の表彰

貯金の獎勵は地方篤志家の盡力に俟つ處が多いから時々成績顯著なる篤志家に對して、局長より感謝狀を贈つてゐる。

## 【乙】 地方に於ける獎勵上の措置

### イ、遞信局及郵便局に於ける措置

#### 一、獎勵に關する示達、打合

であるが、一面募集其の事が世人の注意を喚起し、獎勵上の効果を齎らす利があるから屢々之を爲したが其の種類は

1、貯金獎勵標語

2、貯金獎勵活動寫眞筋書

3、貯金實話

4、勤儉貯蓄の歌

5、貯金童話及童話劇脚本

6、貯金獎勵ポスター圖案

### 六、活動寫眞映畫の調製

活動寫眞利用講演會が獎勵上効果尠からざるは過去の實績に徴して明かであるが、映畫は貯金局に於て調製し遞信局に於て各地を巡回しつゝあるが特作の映畫は

信局に於ては各局に對し時々獎勵に關する示達を爲す外、一二等局長會議三等局長會議の際訓示及打合を爲してゐる。

### 二、團體貯金の勧誘

小學兒童、工場、青年團、在郷軍人會、婦人會其の他の團體に對しては時々局員出張勧誘を試みてゐる。

### 三、講演

常に各地を巡回して活動寫眞利用講演會を開催し、又諸種の集會を利用して局員出張講演を爲してゐる。

### 四、印刷物の配付

貯金局調製の者を配付する外各遞信局、郵便局に於ても獎勵用の印刷物を種々調製配付してゐる。

### 五、新聞雜誌の利用

管内の新聞及各種團體の機關雜誌等に貯金預拂の  
狀況其の他獎勵記事を掲載して貯蓄思想の誘發に  
努めてゐる。

#### 六、地方官衙と協力

獎勵に關しては常に地方官衙と協力し援助を求め、  
其主催に係る各種展覽會等には統計圖表獎勵繪畫  
等を出陳し、又郡市町村長の援助に依り貯金の開始  
若は増加に多大の効果を擧げたる局は多數である。

#### 七、貯金函の貸與

或る局に於ては特殊の貯金函を調製、貯金組合等に  
貸與して、貯金を吸収し好成績を擧げてゐる。

#### 八、金品の寄贈

貯金獎勵の爲、小學校、貯金組合等に對し切手又は  
切手を貼付したる貯金臺紙、現金預入の通帳、通帳

袋其の他文房具等を寄贈して、好成績を擧げてゐる  
局もある。

#### 九、各種記念貯金の勸誘

誕生記念、就學記念、入營記念等の記念貯金を勸誘  
して好成績を擧げてゐる局もある。

#### ロ、獎勵事務囑託

大正十一年九月より全国各地に貯金獎勵事務囑託  
三百五十七名を依頼したが逓信局及郵便局と連絡  
を保つて講演其の他の方法にて獎勵に努め好成績  
を擧げてゐる右囑託中七名は専任有給であるが他  
は地方有志等で皆無給である。

#### ハ、篤志家の盡力

貯金獎勵上地方に於て特に盡力したる篤志家の數

頗はる多く、其の助力に依り貯金組合の成立或は貯  
金の増加を爲したること亦頗る多い。

勤儉獎勵計畫 Ⅱ 政府に於ては時局に鑑み大正十  
三年八月左の通り勤儉獎勵に關する計畫を決定  
し、夫々之が實行に着手することゝなつたが、逓  
信省に於ては先づ九月一日震災記念日より東京其  
の他六大都市に於て使用する郵便日附印に勤儉獎  
勵の標語を挿入することにした。

#### 勤儉獎勵に關する計畫要綱

昨秋大震の餘殃未だ銷えず現下内外の情勢頗る

多事なるに拘らず、浮華放縱の弊依然として俗を  
なすは邦家百年の爲寔に寒心に禁へざる所なり。  
今や國民精神の振張を圖り、國家經濟の難關を打  
開し、以て國力の伸暢を期するは事極めて緊急の  
要務に屬す。而して此の時局を濟ふの第一歩は戊  
申詔書竝に國民精神作興に關する詔書の御趣旨を  
奉體し、質實剛健の民俗を作り勤儉力行の國風を  
興し、以て國力の充實を計るに在り。依りて茲に  
勤儉獎勵の運動を興し國運の進展に資せんとす。  
今之が趣旨、機關、並に方法に就き其の概要を示  
すこと左の如し。

## 第一、獎勵の趣旨

- 一、戊申詔書並に國民精神作興に關する詔書の趣旨を普及徹底せしめ國民をして之が實踐射行を期せしむること
- 二、質實勤勉貯蓄の道德的並に經濟的意義を闡明し且つ力行の必要なる所以を明にすること
- 三、刻下我が國財政並に經濟の難局に在るを明にすると共に、國際貸借の狀勢に鑑み貿易改善の必要を説き、以て國民の反省自覺を促すこと
- 四、無爲徒食の個人的並に社會的に不可能なる所以を明かにし、國民舉つて勤勞を尙び業務を樂む氣風を養ふこと
- 五、能率増進の方法を講じ優秀なる成果を收めしむること

三六

## 第二、獎勵機關

- 一、勤儉獎勵中央委員會を設置すること
- 二、總理大臣より勤儉獎勵に關する聲明を發すること
- 三、新聞雜誌と連絡を圖り宣傳の協力を求むること
- 四、勤儉獎勵に關する冊子を作製頒布すること
- 五、勤儉獎勵に關する講演會の開催並に活動寫眞の利用を爲すこと
- 六、各學校に於ては學生生徒兒童に對し勤儉獎勵の訓話をなすの機會を多からしむること
- 七、勤儉、獎勵に關するポスター標語並に唱歌民謡の懸賞募集をなすこと
- 八、汽車、電車内停車場、學校、寺院等適當の場所にポスターを掲ぐること

## 第三、獎勵の方法

- 一、總理大臣より勤儉獎勵に關する聲明を發すること
- 二、勤儉獎勵地方委員會を設置すること
- 三、教化團體其の他の民間團體の協力を求むること
- 四、關係官廳及民間團體に於ては勤儉獎勵委員會に於て講究せられたる事項を參照し相當計畫を定め、勤儉獎勵並に其の實行に努むること

三七

7、劇場、活動寫眞館、寄席等に於て幕間を利用し幻燈其の他の方法を以て、勤儉獎勵の趣旨を觀客に宣傳せしむること

8、郵便切手、汽車電車の切符其の他官公署發行の印刷物及消印等に成る可く勤儉獎勵の標語を記入すること

三、年四回勤儉週間を定め、此の週間中は特に國民舉つて勤儉貯蓄の實を擧ぐることに

四、國定教科書に今一層勤儉獎勵の趣旨を加ふることに

五、舶來品即ち優良なりとの誤れる觀念を打破し優良なる國産品を紹介し、之が使用を獎勵すること

六、贅澤品の輸入並に消費に關し統計を發表し、國民の自覺を促し、贅澤品の使用を抑制すること

七、勤儉實行に關する機關を獎勵すること  
 既設各種勤實儉行に關する機關の活動を促すは勿論都市に於ては官公署、軍隊、學校、會社、銀行、工場等を單位とし勤儉實行に關する機關を設けしめ其の實績を擧げしむること



▼ ..... 勤儉獎勵日附印 ..... ▲





東京郵便局 日押印

年次	種別	金額	備考
二十八年	...	...	...
二十七年	...	...	...
二十六年	...	...	...
二十五年	...	...	...
二十四年	...	...	...
二十三年	...	...	...
二十二年	...	...	...
二十一年	...	...	...
二十年	...	...	...
十九年	...	...	...
十八年	...	...	...

▼：事業創始以降各年末郵便貯金現在高：▲ (△印ハ減)

明治 九年 十年 十一年 十二年 十三年 十四年 十五年 十六年 十七年 十八年 十九年 二十年 二十一年 二十二年 二十三年 二十四年 二十五年 二十六年 二十七年 二十八年 二十九年 三十年 三十一 三十二年 三十三年 三十四年 三十五年 三十六年 三十七年 三十八年 三十九年 四十年 四十一年 四十二年 四十三年 四十四年	年次	年末現在 人員	同上預金額	前年末ニ對スル増減割合		平均預人一人當 預金額
				人員	金額	
明治八年	年	一、八四三	一五、三四圓	割	割	八・二五四
九年	年	四、四四二	四一、八四五	一四・一〇	一七・四九	九・四三〇
十年	年	五、七六一	一〇〇、一三九	二・九七	一三・九五	一七・三八〇
十一年	年	一四、一三七	二八六、二九〇	一四・五四	一八・五九	二〇・二五〇
十二年	年	二六、四七三	四九四、一一五	八・七三	七・二六	一八・六六〇
十三年	年	三六、一二六	六六二、〇九二	三・六五	三・四六	一八・三三〇
十四年	年	三八、九七四	八二一、九三九	〇・七九	二・四一	二一・〇九〇
十五年	年	四六、二一一	一、〇五六、二三四	一・八六	二・八八	二二・九〇〇
十六年	年	八七、〇一四	二、二九八、五〇二	八・八三	一一・七二	二六・四三〇
十七年	年	一四一、二〇二	五、二六〇、四八五	六・二三	一二・八九	三七・二六〇
十八年	年	三九三、二九七	九、〇五〇、二五五	一〇・七七	七・二〇	三〇・八六〇
十九年	年	四九〇、三三七	一五、四六二、〇五四	六・七二	七・〇九	三一・五三〇
二十年	年	五六八、八四九	一八、二二三、二八二	一・六〇	一・七八	三二・〇二〇
二十一年	年	五六八、八四九	一九、七五八、四八三	一・七〇	〇・八五	二九・六八〇
二十二年	年	七六二、八六九	二〇、四四一、三五四	一・四六	〇・三五	二六・八〇〇
二十三年	年	七九七、四八六	一九、五一四、八四四	〇・四五	〇・四五	二四・四七〇
二十四年	年	八四三、三三〇	二〇、一四九、八四八	〇・五七	〇・三三	二三・八九〇
二十五年	年	九一一、四三七	二一、八五四、七八九	〇・八一	〇・八五	二三・九七九
二十六年	年	一、〇一一、二八五	二四、八一五、九八六	一・一〇	一・三五	二四・五三九
二十七年	年	一、〇七三、七四七	二四、九六二、四五九	〇・六三	〇・〇六	二三・二四八
二十八年	年	一、一七九、五五五	二七、七四八、二二六	〇・九九	一・一一	二三・五三四
二十九年	年	一、二五七、六九五	二八、〇七八、二九一	〇・六六	〇・一一	二三・二六三
三十年	年	一、二五六、九一五	二六、三五五、六二九	—	〇・六二	三〇・九五三
三十一	年	一、二三三、七一九	二三、二九三、二二二	〇・一八	一・四六	一八・三三一
三十二年	年	一、三五九、〇三〇	二三、三三三、二四二	一・〇二	〇・三七	一七・一七一
三十三年	年	一、八八三、二六三	二四、〇一五、一三八	三・八六	〇・二九	一三・七五二
三十四年	年	二、二七一、七九九	二七、〇〇九、六七一	二・〇六	一・二五	一一・八八九
三十五年	年	二、七〇七、一一八	二八、八〇四、五三三	一・九三	〇・六六	一〇・六四〇
三十六年	年	三、三三七、六五八	三一、四七一、二一一	一・九三	〇・九三	九・七五七
三十七年	年	四、五八三、三五五	三六、七七九、八八三	四・〇七	二・三三	八・四六一
三十八年	年	五、六八五、五一	五二、八三六、四四六	二・四〇	三・六三	九・二九三
三十九年	年	六、七四五、六七七	七二、二六六、四三四	一・八六	三・六八	一〇・七一三
四十年	年	七、八三七、六九五	九一、五三一、五八六	一・六三	二・六七	一一・六七八
四十一年	年	八、五五七、〇七七	一〇五、三三〇、一九四	〇・九二	一・五二	一二・三〇九
四十二年	年	九、八五一、〇五八	一二三、三七九、四三二	一・四七	一・七一	一二・五七〇
四十三年	年	一一、〇一七、五八八	一六一、〇二六、八一四	一・三三	三・〇五	一四・六一五
四十四年	年	一一、九八七、〇四七	一八三、五一三、七六三	〇・六一	一・四〇	一五・七〇三

年	元	正	大
十九年	四九〇、三三七	一五、四六三、〇五四	六·七三
二十年	五六八、八四九	一八、二二三、二八二	一·六〇
二十一年	六六五、八二三	一九、七五八、四八二	一·七〇
二十二年	七六二、八六九	二〇、四四一、三五四	一·四六
二十三年	七九七、四八六	一九、五一四、八四四	〇·四五
二十四年	八四三、三三〇	二〇、一四九、八四八	〇·五七
二十五年	九一一、四三七	二一、八五四、七八九	〇·八一
二十六年	一、〇一一、二八五	二四、八一五、九八六	一·一〇
二十七年	一、〇七三、七四七	二四、九六二、四九九	〇·六二
二十八年	一、一七九、五五五	二七、七四八、二一六	〇·九九
二十九年	一、二五七、六九五	二八、〇七八、二九一	〇·六六
三十年	一、二五六、九一五	二六、三三三、六三九	—
三十一年	一、二三三、七一九	三二、二九三、二二三	〇·一八
三十二年	一、三三九、〇三〇	三三、三三三、二四三	一·〇三
三十三年	一、八八三、二六三	三四、〇一五、一三八	三·八六
三十四年	二、二七一、七九九	三七、〇〇九、六七一	二·〇六
三十五年	二、七〇七、二一八	二八、八〇四、五三三	一·九三
三十六年	三、二二七、六五八	三一、四七一、二一一	一·九三
三十七年	四、五八三、三三三	三八、七七九、八八三	四·〇七
三十八年	五、六八五、五五一	五三、八三六、四四六	二·四〇
三十九年	六、七四五、六七七	七三、二六六、四三四	一·八六
四十年	七、八三七、六九五	九一、五三一、五八六	一·六三
四十一年	八、五五七、〇七七	一〇五、三三〇、一九四	〇·九三
四十二年	九、八五一、〇五八	一二三、三七九、四二一	一·四七
四十三年	一一、〇一七、五八八	一六一、〇二六、八一四	一·三三
四十四年	一一、九八七、〇四七	一八三、五一三、七六三	〇·六一
元	一二、三五七、一〇四	一九七、二九三、七五九	〇·五七
二	一二、七八〇、九五二	一九五、六七三、七九三	〇·三四
三	一二、九〇九、九二七	一九五、八九六、六三八	〇·一〇
四	一三、七六三、九四八	二二一、八四二、五五七	〇·六六
五	一四、九〇八、三六二	二九八、五六五、五二二	〇·八三
六	一六、九五二、七〇八	四一六、九四七、四七七	一·三七
七	一九、三三五、三八八	五六三、六二八、三七八	一·三五
八	二一、九八八、五六八	六九七、三三七、一〇五	一·三八
九	二三、六八一、六四〇	八四七、〇〇三、七〇七	〇·八二
十	二五、〇三四、二四七	九〇六、七三六、九九九	〇·五三
十一年	二六、五八一、一九八	九七六、三七五、八三〇	〇·六三
十二年	二七、八四七、五六五	一、〇九九、六一一、八四四	〇·四八



▼：郵便貯金現在高地方別：▲ (大正十三年三月末)

府縣別	人員	金額	預一人當金額	人口一人當金額	人口百人當
北海	一、〇四七、四八〇	四一、七六六、三四八	三九、八七三	一五、三七四	三六、五五八
青森	二六二、〇三六	六、三五一、九二一	二四、二四一	八、一三七	三三、五三六
岩手	三二六、〇三七	七、三六一、五四三	二二、二九四	八、四三三	三六、一九六
宮城	五九〇、六八八	一三、四〇七、五三三	二二、〇一〇	一三、六四四	六〇、一九四
秋田	三四七、一九〇	七、五五三、六六五	二一、七五七	八、一八七	三三、六三三
山形	三七九、八四三	九、〇〇五、一三三	二二、七〇八	九、〇九八	三八、三七六
福島	五八五、六四八	一六、六五七、八九五	二八、四四四	一、七六三	四一、三五六
茨城	五七三、六五六	一六、五九八、二五三	二八、三三三	一四、〇〇八	四〇、九三〇
栃木	三八二、〇〇九	一一、二六〇、六三三	二九、四七七	一〇、三三六	三五、〇六三
群馬	四三〇、〇八三	一三、二四五、五二八	三〇、七九八	二二、〇八〇	三九、二二三
千葉	四〇四、二〇〇	一一、九六〇、四九六	二九、三三一	一六、三三一	二九、八五七
東京	五五六、一一三	二七、一六一、九〇二	四八、八四三	二〇、一六三	四一、二七九
神奈	二、六九四、六三〇	一八五、九〇六、一四二	六八、九九一	四五、八九五	六六、五二四
新潟	六八六、六〇五	四五、〇四九、一一三	六五、六一一	三三、六六八	四九、七九〇
富山	五三四、〇四一	一九、〇七七、七三三	三五、七三三	一〇、五五八	二九、五五四
石川	二六二、一五六	四、五七六、一三九	一七、四五六	六、二三三	三五、六五三
福井	三三三、六五一	一一、六四六、七〇三	四〇、三二一	一六、七四〇	四一、五一六
山梨	三五〇、六五八	一八、九三四、三三八	五三、九九六	三一、四三七	五八、二八八
長野	一八四、八五四	三、六三四、一七六	一九、六六〇	六、〇三七	三〇、七七七
岐阜	七四四、四五四	二一、五九一、六六五	二九、〇〇三	一三、三三七	四三、九四八
靜岡	五〇五、九六五	一八、六〇七、四二〇	三六、七六六	一六、九〇〇	四三、九六五
愛知	五九四、五九一	一一、九〇八、一五〇	二一、七〇九	七、九三七	三六、五六一
三重	九二九、四〇九	六二、〇一七、五五一	六五、六五三	二七、九一八	四三、五二四
滋賀	五四七、七一八	一九、〇七三、九八四	三四、八二三	一七、六一九	五〇、六三二
京都	四六五、〇一三	一一、四〇八、六四一	二六、六八五	一八、九三〇	七〇、九四〇
大阪	八五三、九一八	四六、五九五、二七七	五四、五六六	三四、二二三	六二、七〇〇
兵庫	一、四五六、〇七七	七四、五一三、六六〇	五一、一七四	二五、七八六	五〇、三八九
奈良	一、〇六六、二五九	四〇、七三六、九〇七	三八、二〇七	一六、六七九	四三、六五三
和歌	三七九、一四七	一七、〇八六、〇一一	四五、〇六四	二九、八五〇	六六、二三八
鳥取	三三六、二六七	一一、九六四、三二八	三八、五五四	一六、七九三	四三、五五一
島根	一五九、二五七	三、四七八、七六四	二一、八四三	七、五三七	三四、四五六
岡山	四三一、一六六	一一、〇九〇、〇五七	二五、七二一	一五、六七七	六〇、九五二
廣島	四九九、三九五	一五、六六二、〇九一	三一、三六二	一二、六四四	四〇、三二六
山口	九一六、七〇〇	三九、九四三、二六四	四三、五七三	二五、三六七	五八、二六三
徳島	五六五、〇八一	二五、一一一、九九〇	四四、四四〇	三三、七三五	五三、四一〇

▼：郵便貯金現在高地方別：▲ (大正十三年三月末)

千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	靜	愛	三	滋	京	大	兵	奈	和	鳥	島	岡	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	沖	各	平		
葉	京	奈	湯	山	川	井	梨	野	阜	岡	知	重	賀	都	阪	庫	良	山	取	根	山	島	口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	繩	均	府		
二、六九四、六三〇	六八六、六〇五	五三四、〇四一	二六二、一五六	三三三、六五一	三五〇、六五八	一八四、八五四	七四四、四五四	五〇五、九六五	五九四、五九一	九二九、四〇九	五四七、七二八	四六五、〇一三	八五三、九一八	一、四五六、〇七七	一、〇六六、二五九	三七九、一四七	三三六、二六七	一五九、二五七	四三二、一六六	四九九、三九五	九二六、七〇〇	五六五、〇八一	三六〇、六一七	三六八、二七三	三四三、五九八	二三八、二一九	一、一八〇、一四三	二七八、五〇四	四八三、三九四	四六三、三三三	二九七、五〇三	二二四、三八〇	五八五、六三九	七五、七五一	五五八、二六三				
二七、一六一、九〇二	一八五、九〇六、一四二	四五、〇四九、一一二	一九、〇七七、七三二	四、五七六、一三九	一二、六四六、七〇二	一八、九三四、二三八	三、六三四、一七六	二一、五九一、六六五	一八、六〇七、四三〇	一二、九〇八、一五〇	六一、〇一七、五五一	一九、〇七二、九八四	一二、四〇八、六四一	四六、五九五、二七七	七四、五一三、六六〇	四〇、七三八、九〇七	一七、〇八六、〇一一	一二、九六四、三一八	三、四七八、七六四	一一、〇九〇、〇五七	一五、六六二、〇九一	三九、九四三、二六四	二五、一一一、九九〇	二〇、二八七、六一八	一五、六二九、三三八	七、〇〇五、八五六	一一、二六〇、八六四	四四、一三三、二八二	五、六四七、四九六	一一、二六二、二九〇	一六、三七二、三三一	一三、〇二八、三三六	四、〇三三、〇〇四	一〇、三四四、九八六	五二七、二二七	三三、九三四、四一三			
四八、八四三	六八、九九一	六五、六一一	三五、七三三	一七、四五六	四〇、三三二	五三、九九六	一九、六六〇	二九、〇〇三	三六、七六六	二一、七〇九	六五、六五二	三四、八三三	二六、六八五	五四、五六六	五一、一七四	三八、二〇七	四五、〇六四	三八、五五四	二二、八四二	二五、七二二	三一、三六三	四三、五七三	四四、四四〇	五六、二六八	四三、四一三	二〇、三九〇	四七、二七一	三七、三八八	二〇、二七八	二五、四二〇	三五、四一〇	四三、七九三	一八、七六六	一七、六六四	六、九六〇	三五、三六一			
二〇、一六二	四五、八九五	三二、六六八	一〇、五五八	六、二三三	一六、七四〇	三一、四三七	六、〇三七	一三、三三七	一六、九〇〇	七、九三七	二七、九二八	一七、六一九	一八、九三〇	三四、二二三	二五、七八六	一六、六七九	二九、八五〇	一六、七九三	七、五二七	一五、六七七	一三、六四四	二五、三八七	二二、七三五	二九、八一八	三三、〇三四	六、五四三	一六、四七八	一八、五二七	八、三六八	一〇、四三二	一三、〇四四	一四、九五六	五、八四二	六、九九七	〇、八八三	一六、二一〇			
二九、八三七	四一、二七九	六六、五三四	四九、七九〇	二九、五五四	三五、六五三	四一、五二六	五八、二八八	三〇、七〇七	四五、九四八	三六、五六一	四三、五二四	五〇、六二二	七〇、九四〇	六二、七〇〇	五〇、三八九	四三、六五三	六六、二三八	四三、五五一	三四、四五六	六〇、九五二	四〇、三二六	五八、二六二	五三、四一〇	五三、八一八	五四、二八五	三三、〇九二	三四、八五一	四九、五二八	四一、二六六	四一、〇四一	三六、八三六	三四、一五三	三一、一三三	三九、六一三	一二、六九二	四三、六二五			

(備考) 本表中▼印ノ各府縣ハ罹災原簿復舊未了ニ付震災前ノ現在高ヲ基礎トシテ推算セシモノナリ



▼：据置貯金利殖表：▲

(年五分四毛)

毎月預け入れ

一度預けた金を其儘据置けば

預入の月	一度預けた金を其儘据置けば		
	三年後	五年後	十年後
一年後に	六・三〇	一三・二七〇	三六・八二〇
二年後に	一三・五七〇	二五・一五〇	五七・五〇〇
三年後に	一九・三三〇	三六・六八〇	一六・一三〇
四年後に	二六・四三〇	五三・八九〇	一五・八〇〇
五年後に	三三・八九〇	六七・八三〇	二〇三・六三〇
六年後に	四一・七三〇	八三・五一〇	二五〇・七二〇
七年後に	四九・九五〇	九九・九九〇	三〇〇・一七〇
八年後に	五八・五九〇	一〇七・二九〇	三五二・二二〇
九年後に	六七・六七〇	一三五・四六〇	四〇六・六九〇
十年後に	七七・二二〇	一五四・五五〇	四六四・〇〇〇
十一年後に	八七・三三〇	一七四・六〇〇	五二四・二二〇
十二年後に	九七・七五〇	一九五・六七〇	五八七・四四〇
十三年後に	一〇八・八〇〇	二一七・八〇〇	六五三・八八〇
十四年後に	一二〇・四二〇	二四一・〇五〇	七二三・六五〇
十五年後に	一三三・六二〇	二六五・四六〇	七九六・九四〇
十六年後に	一四七・四三〇	二九一・一〇〇	八七三・九三〇
十七年後に	一五八・八八〇	三一八・〇四〇	九五四・八〇〇
十八年後に	一七三・〇二〇	三四六・三四〇	一、〇三九・七四〇
十九年後に	一八七・八六〇	三七六・〇六〇	一、一八・九六〇
二十年後に	二〇三・四四〇	四〇七・二八〇	一、三三・六八〇
二十一年後に	二一九・八三〇	四四〇・〇七〇	一、三三・二二〇
二十二年後に	二二七・〇四〇	四七四・五一〇	一、四三四・五三〇
二十三年後に	二五五・一一〇	五一〇・六九〇	一、五三三・一五〇
二十四年後に	二七四・一〇〇	五四八・六九〇	一、六四七・二四〇
二十五年後に	二九四・〇四〇	五八八・六一〇	一、七六七・〇八〇
二十六年後に	三一四・九九〇	六三〇・五四〇	一、八二九・九六〇
二十七年後に	三三六・九九〇	六七四・五九〇	二、〇三三・一八〇
二十八年後に	三六〇・一〇〇	七二〇・八五〇	二、一六四・〇七〇
二十九年後に	三八四・三八〇	六七九・四四〇	二、三〇九・九六〇
三十年後に	四〇九・八八〇	八三〇・五〇〇	二、四六三・二〇〇
三十一年後に	四三六・六六〇	八七四・二二〇	二、六三四・一七〇
三十二年後に	四六四・七九〇	九三〇・四四〇	二、七九三・二五〇
三十三年後に	四九四・三四〇	九八九・六〇〇	二、九七〇・八五〇
三十四年後に	五二五・三六〇	一、〇五一・七四〇	三、一五七・四〇〇

纏つた金を溜めるには

預入の月より 金額 毎月預入 満期元利合計額

千圓	一、一五四・三〇〇	一、二七三・五七〇	一、六六八・四九〇
五百圓	五七七・一四〇	六三六・七七〇	八四二・二〇〇
四百圓	四六一・七一〇	五〇九・四〇〇	六五一・三五〇
三百圓	三四六・二八〇	三三三・〇五〇	四八八・五〇〇
二百圓	二三〇・八五〇	二五五・六九〇	三五・六五〇
百圓	一一五・四三〇	一三七・三三〇	一六・三七〇
約千圓受取るには	二、五〇〇	七・七〇〇	二九八・二二〇
約五百圓受取るには	一、三〇〇	四・四〇〇	一九八・六七〇
約三百圓受取るには	七〇〇	二・〇〇〇	三〇九・三九〇
約二百圓受取るには	五〇〇	一・三〇〇	二〇一・三〇〇
約百圓受取るには	二六〇	七〇〇	一〇〇・六四〇
約五百圓受取るには	一、五〇〇	四・四〇〇	一九八・六七〇
約三百圓受取るには	七〇〇	二・〇〇〇	三〇九・三九〇
約二百圓受取るには	五〇〇	一・三〇〇	二〇一・三〇〇
約百圓受取るには	二六〇	七〇〇	一〇〇・六四〇
約千圓受取るには	二、五〇〇	七・七〇〇	二九八・二二〇
約五百圓受取るには	一、三〇〇	四・四〇〇	一九八・六七〇
約三百圓受取るには	七〇〇	二・〇〇〇	三〇九・三九〇
約二百圓受取るには	五〇〇	一・三〇〇	二〇一・三〇〇
約百圓受取るには	二六〇	七〇〇	一〇〇・六四〇

十三年後に	一〇八・八〇〇	二二七・八〇〇	六五三・八八〇
十四年後に	一一〇・四一〇	二四一・〇五〇	七三三・六五〇
十五年後に	一一三・六一〇	二六五・四六〇	七九六・九四〇
十六年後に	一二五・四二〇	二九一・一〇〇	八七三・九三〇
十七年後に	一五八・八八〇	三二八・〇四〇	九五四・八〇〇
十八年後に	一七三・〇一〇	三四六・三四〇	一、〇三九・七四〇
十九年後に	一八七・八六〇	三七六・〇六〇	一、一八・九六〇
二十年後に	二〇三・四四〇	四〇七・二八〇	一、三三・六八〇
二十一年後に	二一九・八三〇	四四〇・〇七〇	一、三三・二二〇
二十二年後に	二二七・〇四〇	四七四・五一一〇	一、四三四・五三〇
二十三年後に	二五五・一一〇	五〇・六九〇	一、五三三・一五〇
二十四年後に	二七四・一〇〇	五四八・六九〇	一、六四七・二四〇
二十五年後に	二九四・〇四〇	五八八・六一〇	一、七六七・〇八〇
二十六年後に	三一四・九九〇	六三〇・五四〇	一、八二九・九六〇
二十七年後に	三三六・九九〇	六七四・五九〇	二、〇二五・一八〇
二十八年後に	三六〇・一〇〇	七二〇・八五〇	二、一六四・〇七〇
二十九年後に	三八四・三八〇	六七九・四五〇	二、三〇九・九六〇
三十年後に	四〇九・八八〇	八二〇・五〇〇	二、四六三・二〇〇
三十一年後に	四三六・六六〇	八七四・一一〇	二、六二四・一七〇
三十二年後に	四六四・七九〇	九三〇・四四〇	二、七九三・二五〇
三十三年後に	四九四・三四〇	九八九・六〇〇	二、九七〇・八五〇
三十四年後に	五二五・三八〇	一、〇五一・七四〇	三、一五七・四〇〇
三十五年後に	五五七・九八〇	一、一七・〇一〇	三、三五三・三五〇
三十六年後に	五九三・三三〇	一、一八五・五七〇	三、五五九・一八〇
三十七年後に	六二八・二二〇	一、二五七・五九〇	三、七七五・三六〇
三十八年後に	六六六・〇〇〇	一、三三三・二四〇	四、〇〇三・四八〇
三十九年後に	七〇五・七〇〇	一、四二二・七〇〇	四、二四一・〇二〇
四十年後に	七四六・四〇〇	一、四九六・一七〇	四、四九一・五九〇
四十一年後に	七九一・二〇〇	一、五八三・八四〇	四、七五四・七八〇
四十二年後に	八三七・二二〇	一、六七五・九三〇	五、〇三一・二四〇
四十三年後に	八八五・五三〇	一、七七二・六六〇	五、三三一・六三〇
四十四年後に	九三六・三九〇	一、八七四・二七〇	五、六二六・六六〇
四十五年後に	九八九・六〇〇	一、九八一・〇〇〇	五、九四七・〇六〇
四十六年後に	一、〇四五・六〇〇	二、〇九三・一一〇	六、二八三・六一〇
四十七年後に	一、一〇四・四三〇	二、二一〇・八七〇	六、六三七・一三〇
四十八年後に	一、一六六・三三〇	二、三三四・五六〇	七、〇〇八・四六〇
四十九年後に	一、二三一・一三〇	二、四六四・四九〇	七、三九八・五三〇
五十年後に	一、二九九・三〇〇	二、六〇〇・九六〇	七、八八八・三三〇

預入の 月より	金 額	毎月預入	満期元利 合計額
三年後に	約百圓受 取るには	二・六〇〇 一・五〇〇 七〇〇	一〇〇・六四〇 一〇一・七八〇 一〇八・〇九〇
五年後に	約二百圓受 取るには	五・二〇〇 三・〇〇〇 一・三〇〇	二〇一・三〇〇 二〇三・六三〇 二〇〇・九九〇
十年後に	約三百圓受 取るには	七・七〇〇 四・四〇〇 二・〇〇〇	二九八・一一〇 二九八・六七〇 三〇九・二九〇
三年後に	約五百圓受 取るには	一三・九〇〇 七・四〇〇 三・三〇〇	四九九・四四〇 五〇二・三五〇 五一〇・三八〇
五年後に	約千圓受 取るには	二五・九〇〇 一四・八〇〇 六・五〇〇	一、〇〇三・七八〇 一、〇〇四・七五〇 一、〇〇五・四六〇
十年後に	約二千圓受 取るには	五一・七〇〇 二九・五〇〇 一・三〇〇〇	二、〇〇一・七四〇 二、〇〇三・八〇〇 二、〇一一・〇七〇

▼表中毎月預入のものは年度初めの四月から始めたもの、又一度預けて据置くものは四月に預けた事として計算してあります。

▼利子は左式により預入の月毎に厘位まで算出し、年度末に至つてその年度内の分を合算し(厘位切捨)元金に組込みます。そしてその元利合計金に對しては翌年度は四月から利子を附けます。

\*算式  $元金 \times 利率 \times 年数 = 元利$

\*元金 || 同一月中の預金總額十錢以上  
\*利率 || 年利の月割利率即ち四厘二毛  
\*期間 || 預入の翌月から年度末までの月數

▼元加利子は貯金局で毎年預け人原簿に算出して置きますが、通帳に記入する時期は毎年豫め告示します。

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

▽... 雜... 領... 金... 師... 派... 查... ▲

(平正金四三)

大正十三年十月廿七日印刷  
大正十三年十月三十日發行

貯 金 局

東京市下谷區二長町一番地  
印刷者 井 上 源 之 丞  
東京市下谷區二長町一番地  
印刷所 凸版印刷株式會社

明瞭社 凸顯明瞭社會錄  
東京市千代田區二番町一丁目  
明瞭社 共士 藤 心 丞  
東京市千代田區二番町一丁目

禮 金 風

大正十三年十月二十日發行  
大正十三年十月廿五日印刷

